# 平成28年第3回定例会議事日程(第2号)

平成28年9月7日(水) 午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度吉富町一般会計 補正予算(専決第1号)について)
- 日程第3 議案第41号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第42号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第43号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 日程第6 議案第44号 平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第45号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につい て
- 日程第8 議案第46号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第47号 平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第48号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第49号 平成27年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につい て
- 日程第12 報告第6号 平成27年度吉富町健全化判断比率の報告について
- 日程第13 報告第7号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 日程第14 報告第8号 平成27年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について
- 日程第15 議案第50号 平成28年度吉富町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第16 議案第51号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について
- 日程第17 議案第52号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第18 議案第53号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算(第2号)について

日程第19 議案第54号 教育長の任命について

日程第20 議案第55号 教育委員会委員の任命について

日程第21 議案第56号 豊前市外二町清掃施設組合規約の変更について

日程第22 議案第57号 町道路線の認定について

日程第23 議案第58号 工事請負契約の締結について

(平成28年度~平成30年度吉富町配水池本体築造工事)

### 平成28年第3回吉富町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成28年9月7日

招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場

開 会 9月7日 10時00分

応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明

2番 山本 定生 7番 是石 利彦

3番 太田 文則 8番 岸本加代子

4番 梅津 義信 9番 丸谷 一秋

5番 横川 清一 10番 若山 征洋

会計管理者 田中

住民課長瀬口

健康福祉課長 上西

産業建設課長 赤尾 慎一

修

浩

裕

不応招議員 なし

出 席 議 員 応招議員に同じ

欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121 町 長 今富壽一郎

条の規定により説明 教育 長 園田 陽一

のため会議に出席し 総務課長 守口 英伸

た者の職氏名 企画財政課長 奥田 健一

 税務課長
 基本安昭
 上下水道課長
 赤尾
 肇一

 教務課長
 江河厚志
 監査委員
 守口賢二郎

本会議に職務のため 局 長 奥邨 厚志 出席した者の職氏名 書 記 太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり

議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

### 午前10時00分開議

○議長(若山 征洋君) 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長(若山 **征洋君**) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、花畑議員、是石議員の2名を指名いたします。

日程第2. 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて(平成28年度吉富町一般 会計補正予算(専決第1号)について)

○議長(若山 征洋君) 日程第2、議案第40号専決処分の承認を求めることについて(平成28年度吉富町一般会計補正予算(専決第1号)について)を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。担当課長。

**○企画財政課長(奥田 健一君)** 御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年度吉富町一般会計補正予算を平成28年8月1日付で専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

では、平成28年度吉富町一般会計補正予算(専決第1号)の1ページをお願いたいします。 平成28年度吉富町の一般会計補正予算(専決第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,416万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,143万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次に、事項別明細書の6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

9款地方交付税、1項1目1節普通交付税を歳出に見合う額といたしまして、1,416万5,000円を補正計上したものでございます。

私からは、以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 税務課長。
- ○税務課長(峯本 安昭君) 歳出について御説明をいたします。

7ページをお願いします。歳出、2款2項1目税務総務費、23節償還金利子及び割引料で

1,416万5,000円を補正するものでございます。

内容は、法人町民税、法人税割額の還付金で、株式会社エーピーアイコーポレーション田辺三菱製薬工場。エーピーアイコーポレーションにつきましては、還付金484万3,500円、田辺三菱製薬工場につきましては、932万800円の法人税割の還付を行うための予算でございます。

なお、補正予算額につきましては、還付金のみの補正を行い、還付加算金につきましては、既 存の予算で歳出を行っております。

以上です。

〇議長(若山 征洋君) これから質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、自己の意見は述べられないことになっております。

また、質疑の回数は、同一議員につき、同一議題について3回を超えることができないように なっていますので、よろしくお願いいたします。

質問者、答弁者の発言は、挙手をして、「議長」と発声の後、私から発言の指名を受けてから 行って下さい。

以上のことを必ずお守りいただきますようよろしくお願いします。

これから、歳入歳出一括で質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(若山 征洋君)** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第40号は委員会付託を省略する ことに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第40号専決処分の承認を求める ことについて(平成28年度吉富町一般会計補正予算(専決第1号)について)は、これを承認

# 日程第3. 議案第41号 吉富町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用 等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(若山 征洋君) 日程第3、議案第41号吉富町行政手続における特定の個人を識別する ための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。担当課長。

○健康福祉課長(上西 裕君) 議案第41号について、御説明をいたします。

吉富町乳幼児医療費の支給に関する条例が、こども医療費の支給に関する条例と統合され、平成28年10月1日付で、吉富町乳幼児医療費に関する条例が廃止されるのに伴い、吉富町行政手続における特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものでございまして、別表第1、別表第2とも、一部項を削除し、繰り上げるものでございます。

4ページをごらん願います。吉富町行政手続における特定個人を認識するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人番号の提供に関する条例(平成27年条例第19号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「1 町長」の項を削り、「2 町長」の項を「1 町長」の項として、「3 町長」の項から「5 教育委員会」の項までを1項ずつ繰り上げ、別表第2「11 町長」の項を削り、「12 町長」の項を「11 町長」の項とし、「13 町長」の項を「12 町長」の項を「13 町長」の項を「13 町長」の項を「13 町長」の項を「13 町長」の項とするものでございます。

資料ナンバー1の1ページから7ページにかけて、新旧対照表をごらん願います。下線のところが改正の箇所でございます。

附則、第1項、この条例は、平成28年10月1日から適用する。第2項、この条例の施行日前に受けた治療に係る医療費であって、吉富町乳幼児医療費の支給に関する条例により、医療費の支給に関する事務については、なお従前の例によるということです。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

済みません。ちょっと読み間違えております。附則、第1項でございますが、私は、「適用する」と申し上げましたが、「施行する」ということでございます。

以上でございます。

○議長(若山 征洋君) これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議

員。

- ○議員(2番 山本 定生君) 今、説明を受けました。項目の番号の繰り上げという形で今は説明を受けたわけですが、それ以外で何か町独自で、今回改正などがありますでしょうか。ちょっとお聞きします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **○健康福祉課長(上西 裕君)** 別にございません。 以上でございます。
- ○議長(若山 征洋君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略する ことに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。 これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第41号吉富町行政手続における 特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

## 日程第4. 議案第42号 吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(若山 征洋君) 日程第4、議案第42号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定 についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。住民課長。

**○住民課長(瀬口 浩君)** 議案第42号吉富町手数料条例の一部を改正する条例の制定につきまして、御説明いたします。

議案書6ページをお願いいたします。この条例改正は、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する 法律が施行されることに伴いまして、吉富町手数料条例を改正するものであります。

この法律の第19条におきまして、「市町村長は、国外犯罪被害弔慰金等の支給を受けようとする者に対して、市町村の条例で定めるところにより、被害者又はその遺族の戸籍に関し、無料で証明を行うことができる」となっております。

これに伴い、本町におきましても、法律の趣旨に従って、当該弔慰金等の支給を受けようとする者に対して無料で証明を行うため、手数料条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表で説明させていただきます。

資料ナンバー1、8ページをお願いいたします。下線部分が、改正箇所です。「第5条第2項第27号」とし、「国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第19条の規定に該当する者」を加えるものであります。

次に、附則です。附則につきましては、議案書6ページをごらんください。

施行期日につきましては、この法律の施行が、平成28年11月30日となっておりますことから、本条例につきましても、平成28年11月30日から施行とすることにしております。

以上で、説明を終わります。よろしく御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- **〇議長(若山 征洋君)** これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) こちらも国の趣旨に従って条例を制定ということなんですが、この中、これを見る限りでないみたいなんですが、何か町独自という部分の改正がありますか。それが1点と。

もう一つ、こういうのを聞いていいのかな。過去にこういう証明の発行の手続をされたことが 吉富町であるのか、ちょっとその辺をお聞きできれば。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **〇住民課長(瀬口 浩君)** 町独自の部分は、別段ありません。それと、今回、平成28年 11月30日が施行になりますので、それ以前の分というのはありません。

この一応条例改正に伴います法律の制定につきましては、平成28年7月2日にバングラディッシュで襲撃事件が起こった関係で、そういうことことに基づきまして、こういう法律が制定されたということを聞いております。

以上でございます。

- ○議長(若山 **征洋君**) はっきり発声をしてください。岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 被害者又は遺族ということだったんですけど、遺族の範囲というのは、どの程度というか、何親等とか、何か規定があるんでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **○住民課長(瀬口 浩君)** まだそこまで詳しい資料が届いておりませんので、向こうからの一 応説明では、遺族というところまでしてわかっていませんので、詳細については、まだ把握して おりません。
- ○議長(若山 征洋君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会付託を省略する ことに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第42号吉富町手数料条例の一部 を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

# 日程第5. 議案第43号 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(若山 征洋君) 日程第5、議案第43号吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。健康福祉課長。

**〇健康福祉課長(上西 裕君)** では、議案第43号について御説明をいたします。

児童扶養手当法施行令の一部が改正する政令が公布されております。施行日は平成28年8月 1日でございまして、一部項番の繰り下げが行われ、これに伴い、条例中、これを引用しており ます吉富町ひとり親家庭等医療費に関する条例の改正が必要となり、改正するものでございます。 吉富町ひとり親家庭等医療費の支給制度そのものについては、変更はございません。 8ページをごらん願います。吉富町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和58年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第4号、第6号及び第7号中「第2条の4第5項」を「第2条の4第8項」に改め、同項第8号中「第2条の4第4項」を「第2条の4第7項」に改めるものでございます。

新旧対照表、資料のナンバー1の9ページをごらん願います。

今、御説明した分のところでございますが、下線のところが改正される箇所でございます。

8ページにお戻りください。附則、この条例は、公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用するでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

- **〇議長(若山 征洋君)** これから質疑を行います。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今、説明で、条の項とかの繰り上げ変更ということをお聞きしましたが、その部分以外で、町独自の変更等はありませんでしょうか。お聞きします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君**) これ以外の町独自の変更はございません。 以上でございます。
- ○議長(若山 征洋君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第43号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(若山 征洋君)** 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(若山 征洋君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第43号吉富町ひとり親家庭等医

療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第44号 平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第7. 議案第45号 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に ついて

日程第8. 議案第46号 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定 について

日程第9. 議案第47号 平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について 日程第10. 議案第48号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

日程第 1 1. 議案第 4 9 号 平成 2 7 年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定 について

○議長(若山 征洋君) お諮りいたします。日程第6、議案第44号から、日程第11、議案第49号までの6議案を一括議題にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第44号平成27年度 吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第11、議案第49号平成27年度吉富 町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの6議案を一括議題といたします。

代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。

○監査委員(守口賢二郎君) 報告いたします。

平成27年度吉富町歳入歳出決算審査意見書。

地方自治法第233条第2項及び241条第5項並びに地方公共公営企業法第30条の第2項 の規定により、平成27年度吉富町一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算並びに基金の運 用状況を示す書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

- 1、審査対象(1) 平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(2) 平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(3) 平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(4) 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(5) 平成27年度吉富町水道事業会計決算及び関係帳簿、証書類。(6) 平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類。(7) 定額資金運用基金の運用状況。
  - 2、審查終了期日、平成28年8月26日。

各会計について、決算書及び出納日計簿、収入簿並びに支出簿により出納書類を照査のうえ、

慎重に審査した結果、決算は計数的に正確であり、財務執行は適正であると認定しました。

また、定額資金運用基金の運用状況については、運用の目的に従って適正かつ効率的に運用され、計数及び証ひょう書類、預金証書などとともに合致し、正確であることを認めました。平成28年9月1日。吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。 以上です。

○議長(若山 征洋君) ありがとうございました。

次に、決算の概要について、会計管理者に説明を求めます。田中会計管理者。

**〇会計管理者(田中 修君)** 平成27年度の決算につきまして、お手元の平成27年度決算の概要により、順次各会計の内容の要点を御説明いたします。

1ページをお願いいたします。1ページは一般会計及び特別会計を総括したものであります。

一般会計及び4つの特別会計の歳入決算額の合計は、52億3,987万2,748円、歳出決算額は48億1,997万697円です。

2ページから3ページをお願いいたします。一般会計の概要から御説明いたします。

- 1、概要、(1)予算額は、当初予算額29億1,500万円、補正予算額4億4,619万7,000円、平成26年度の繰越事業費繰越額1億8,701万3,000円、予算現額は35億4,821万円となります。
- (2) 決算額は歳入額36億3,227万7,059円、歳出額33億2,955万4,884円、歳入歳出差引残額は3億272万2,175円となり、この中から財政調整基金条例の規定に基づき、財政調整基金へ1億3,000万円、決算積み立てをしておりますので、平成28年度への繰越額は1億7,272万2,175円となります。

なお、その中には、6月議会で報告しましたとおり、平成27年度の繰越明許費繰越額として、 未収入特定財源の国庫支出金、県支出金、地方債を除いた一般財源の合計額5,173万 5,000円が含まれております。

- (3) は最近5カ年度の決算額の状況であります。
- 2、歳入、(1)歳入の決算額は、調定額36億9,449万5,729円、収入済額36億3,227万7,059円、不納欠損額156万2,890円、収入未済額は6,065万5,780円であります。不納欠損額の内訳につきましては、下の備考に記載しているとおりであります。

収入未済額の内訳につきましても備考に記載しておりますが、負担金の163万5,800円につきましては、保育料。使用料の720万1,570円につきましては、住宅使用料関連であります。 (2) は歳入決算額の科目別内訳で、27年度と26年度を対比したものであります。

3ページの3、歳出、(1)歳出の決算額では、予算現額35億4,821万円に対しまして、

支出済額が33億2,955万4,884円で、執行率は93.84%となっております。不用額は1億1,648万116円、繰越明許費等が1億217万5,000円で、詳細につきましては、3ページから4ページにかけまして(2)の歳出決算額の科目別内訳に記載をいたしております。備考の不用額等の内訳につきましては、目で100万円以上の不用額と繰越明許費の額を記載しております。

次に、4ページをお願いいたします。4ページの(3) は歳出決算額の性質別内訳で、27年度と26年度を比較したものであります。

5ページをお願いいたします。4、町民の負担状況ですが、これも27年度と26年度を比較したもので、平成27年度の歳入総額に対する割合は14.35%になっております。

5、町債の現在高でありますが、前年度末現在高は24億5,587万1,000円、本年度中の起債額は、新たに道路施設として6,900万円起債し、2億8,212万円、償還額は1億9,775万7,000円で、27年度末現在高は25億4,023万4,000円となっております。

6ページをお願いいたします。6、町有財産の状況です。詳細につきましては、一般会計歳入 歳出決算書の109ページから112ページに記載をしております。

まず、土地につきましては、行政財産で旧消防第2分団車庫用地と旧消防防災用倉庫書庫用地の区分がえにより368平米の減、普通財産で県営直江団地建てかえ用地3,693平米の減、旧消防第2分団車庫用地と旧消防防災用倉庫書庫用地の区分がえと県営直江団地敷地3,597平米の増、合計の96平米の減となっております。

建物につきましては、行政財産、木造で山王団地が245平米の増、旧消防第2分団用車庫と 旧消防防災用倉庫書庫268平米の減、子育て支援センター288平米の増、非木造で別府住宅 が356平米の減、子育て支援センターバス車庫63平米の減、駅前コンテナショップ13平米 の増で、合計141平米の減となっております。

普通財産は、昨年同様、増減はありません。

車両につきましては、4台買いかえ、1台新規購入で、昨年度より1台増の26台です。一般会計に属する基金の年度中の増減では1億3,047万5,000円減少しております。

増減の内訳は、増加の分につきましては、財政調整基金で9,000万円、公共下水道事業基金で9,000万円、まちづくり応援基金で34万3,000円の積み立て、それに利息で395万9,066円の増加であります。

減少の分につきましては、財政調整基金で1億892万5,787円、人材育成基金で738万960円、地域福祉基金で5,647万240円、公共下水道事業基金で1億4,200万円の基金取り崩しによる減少であります。

なお、基金には出納整理期間はありませんので、会計年度は4月1日から3月31日までとなります。備考欄には28年3月31日現在の各基金の金額を記載しております。

次の7は、一部事務組合の財産の状況であります。

7ページ、8ページは、歳入歳出決算の科目別の割合を円グラフであらわしたものであります。 次に、9ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計の決算の概要であります。

1、概要、(1)予算額で、当初予算額9億1,534万2,000円、補正予算額7,367万1,000円、予算現額は9億8,901万3,000円です。(2)の決算額は歳入額10億5,757万2,787円、歳出額9億5,206万2,493円、歳入歳出差引残額は1億551万294円で、この中から保険給付費支払準備基金条例の規定に基づき、保険給付費支払準備基金へ3,000万円の積み立てをしておりますので、28年度への繰越額は7,551万294円となります。(3)は最近3カ年度の決算額の状況であります。

2、歳入、(1)歳入の決算額です。調定額は10億9,561万9,062円、収入済額10億5,757万2,787円、不納欠損額は138万9,800円、収入未済額は3,665万6,475円です。(2)は歳入決算額の科目別内訳で、27年度と26年度を比較したものであります。

次に、10ページをお願いいたします。 3、歳出、(1)歳出の決算額では予算現額9億8,901万3,000円、支出済額9億5,206万2,493円で、執行率が96.26%となっております。不用額は3,695万507円で、この不用額の内訳は下の備考に記載しているとおりであります。(2)は歳出決算額の科目別内訳で27年度と26年度を比較したものであります。

4は、被保険者の負担状況です。27年度と26年度を比較しております。

5は、基金で保険給付費支払準備基金は、2,000万円の決算積み立てと14万922円の利息積み立ての合計2,014万922円となり、6,813万75円取り崩しをしておりますので、27年度末現在高は6,008万8,134円となっております。

高額療養資金貸付基金は、貸し付けの原資は350万円で、平成27年度中は貸し付けをしておらず、27年度末現在高は原資額の350万円となっております。

次に、11ページをお願いいたします。奨学金特別会計決算の概要についてであります。

- 1、予算額で当初予算額2,496万4,000円、補正予算額は減額の348万8,000円、 予算現額は2,147万6,000円です。
- 2、決算額の歳入額は1,847万2,171円、歳出額は1,586万4,097円、差引残額が260万8,074円で、この金額が28年度への繰り越しとなります。
  - 3、歳入の決算額、4、歳出の決算額は科目別の決算額であります。

5の基金は、取り崩しがなく、基金利息1万7,140円を積み立てしておりますので、 27年度末現在高は5,070万8,971円となっております。

- 12ページをお願いいたします。公共下水道事業特別会計決算の概要であります。
- 1、予算額で当初予算額4億3,353万5,000円、補正予算額は減額の2,829万5,000円、繰越事業費繰越額4,230万円で、予算現額は4億4,754万円となります。
- 2、決算額の歳入額は4億3,460万8,512円、歳出額は4億2,807万9,461円、 差引残額は652万9,051円で、28年度に繰り越されます。
  - 3、歳入の決算額、4、歳出の決算額は、科目別の決算額を記載しております。
- 5、町債の現在高ですが、27年度中の借入額が1億5,310万円、償還額が7,672万8,000円で、27年度末現在高は21億7,423万6,000円であります。

次に、13ページをお願いいたします。後期高齢者医療特別会計決算の概要であります。

- 1、予算額は当初予算額1億305万7,000円、補正予算額は減額の35万円で、予算現額は1億270万7,000円です。
- 2、決算額の歳入額は9,694万2,219円、歳出額は9,440万9,762円、差引残額は253万2,457円で、28年度への繰越額となります。
  - 3、歳入の決算額、4、歳出の決算額は、科目別に決算額を記載しております。 以上です。
- ○議長(若山 征洋君) 引き続き、水道事業会計の決算の概要について、担当課長の説明を求めます。上下水道課長。
- **〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** 引き続き、平成27年度吉富町水道事業会計決算の概要について御説明をいたします。

ページ14ページでございます。1、収益的収入及び支出で、まず、収入は予算現額1億7,086万6,000円です。支出の予算現額は1億6,011万4,000円です。これに対し、決算額は収入1億7,526万4,242円、支出1億4,939万9,225円で、収入支出差引残額2,586万5,017円です。

次に、2、資本的収入及び支出で、まず収入は予算現額2,468万8,000円です。支出は 予算現額8,755万3,000円です。これに対し、決算額は収入2,623万9,500円、支 出は8,694万8,596円で、収入支出差引残額マイナス6,070万9,096円です。資本 的収入額が資本的支出額に不足する額6,070万9,096円は、過年度損益勘定留保資金 5,783万2,279円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額287万6,817円 で補填をいたしました。

次に、3、契約の要否については、一覧のとおり11件でございます。

次に、4、業務についてです。対前年度と比較しております。

以下の記載のとおり、本年度事業について排水量は61万3,805トンと、前年度1万84トンの減となっておりますが、給水量は5,164トンと増加しております。有収率は95.15%と昨年度より2.4%の増となっております。

次に、5、企業債及び一時借入金の概要です。これは幸子浄水場建設に伴うもので、前年度末 残高2億840万3,742円で、対本年度償還額2,187万2,052円です。本年度末残高 1億8,653万1,690円です。一時借入金についてはございません。

次に、6、平成27年度の水道事業会計固定資産の明細についてです。固定資産の年度当初現在高14億648万2,339円で、当年度増加額6,025万6,060円、減少額1,076万3,773円で、年度末現在高14億5,597万4,626円です。当年度減価償却増加分は2,220万772円、減少額1,022万5,584円で、減価償却累計額総計8億2,021万8,903円で、年度末償還未済額6億3,575万5,723円です。

以上でございます。

○議長(若山 征洋君) 決算の概要説明が終わりました。

引き続き、議案第44号平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっています議案第44号平成27年度吉富町一般会計歳 入歳出決算の認定については、質疑を省略し、決算特別委員会に付託したいと思います。これに 御異議ありませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第44号平成27年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、質疑を省略し、決算特別委員会に付託することに決しました。

次に、議案第45号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、 ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページ、4ページ、5ページまで。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入、1ページ。岸本議員。

- ○議員(8番 岸本加代子君) 国民健康保険税について、この27年度中に滞納者に対する差し押さえを実施したことがあるかどうか。あれば、その件数と、どういう状況で差し押さえに至ったのか、あわせてその額について報告をお願いいたします。
- 〇議長(若山 征洋君) 税務課長。

○税務課長(峯本 安昭君) お答えをします。

差し押さえにつきましては、3件ほど実施をしているというふうに解釈をしております。今現在、国民健康保険税に問わずですが、税金の滞納については厳しく対応しているところでございます。

内容につきましては、多分ちょっと還付、国税のよく確定申告時に、滞納者につきましては、 国税の還付金が出る場合があります。確定申告をして、それに基づく還付金が発生した場合には、 それを押さえて税金に充てるというふうな感じで、滞納処分をしているというようなことがござ います。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) そうすると、その滞納額と還付金が合わなかった場合は、やはり 滞納金として残るということですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 税務課長。
- **〇税務課長(峯本 安昭君)** お答えします。

還付金の範囲内で滞納額に充当しますので、当然滞納額が多ければ未納というふうにはなって きます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 今のことについて関連してですが、その滞納による差し押さえ 3件と、今、答えていただきましたが、この方々は、常習性があるんでしょうか。それとも何か 事情があってということでしょうか。わかれば、どうぞ。
- 〇議長(若山 征洋君) 税務課長。
- ○税務課長(峯本 安昭君) 通常、現年度はそこまではしませんが、前年度まで、例えば27年度でいいますと、26年度に滞納があれば、それを常習と言うか言わないかというのはまた別の問題になりますが、滞納があればそういったところで、うちのほうでそういった処分をしております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- 〇議員(2番 山本 定生君) 済みません。1目の国民健康保険税の不納欠損額と収入未済額の件数のほうを、わかれば教えてください。
- 〇議長(若山 征洋君) 税務課長。
- ○税務課長(峯本 安昭君) お答えします。

不納欠損額については、6世帯でございます。また収入未済額につきましては、475世帯となっております。

以上です。

- **〇議長(若山 征洋君)** 2ページ、3ページ、4ページ。(「3ページ」と呼ぶ者あり)山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 済みません。国庫支出金で現年分のこの横に、一般分、支援金分、 介護納付金分というのがあるんですが、これのちょっと内容と、あと率がわかれば、教えてくだ さい。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

一般分ですが、一般分としましては、医療費の7割程度ということでございまして、次の支援金でございます。支援金は、後期高齢者医療連合会に対して、後期高齢者交付金を交付するための費用に充てるものでございまして、この率については、私は今のところちょっとつかんでおりません。

介護納付でございますが、この分は、御存じのとおり介護保険のほうに納付する分でございまして、この率でございますが、拠出の根拠としまして、仮のあれですけど、26年度の交付金から24年度の概算納付金と当該年度の確定納付金を引いた分、プラス調整金額となっておりまして、計算式として複雑になっております。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 私もその支援金のことで聞きたいと思っていたんですけれども、 保険者支援制度に基づいて国が市町村に出す支援金とは違うんですか。もしか、それが違うので あれば、ここは国のお金が関連しているので、どれがそれに当たるんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 資料の中にどこかあると思うんですけど、今、見当たりません から委員会のほうでよろしいでしょうか。(「委員会は違うよ」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(若山 征洋君) はい。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 私は、委員会が違うんですけれども、聞きたかったのは、たしか、27年度に総額1,700億円の保険者支援金が地方自治体に支払われたと聞いております。これは、国のその保険者支援制度に基づくもので、低所得者対策だと。北九州市は、このお金を使って保険料を引き下げています。

私が聞きたいのは、これがちょっと私もどれかわからなかったんですね、この決算書を見なが

ら。この支援金分というのがこれに当たるのかなと思ったんです。それで聞きたかったんですね。 そのお金は、地方自治体、吉富町に確かに来ているはずなので、その低所得者対策として国から支払われたそのお金が、この吉富町の27年度の決算の歳出のどこに反映されているかというのを聞きたかったんです。

今が無理でしたら、私は委員会が違いますけど、後でいいですので報告してください。お願い します。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 先ほど、低所得者の分に回したかちゅう話でございますが、これの全部で、予算の中で消化しておりますので、低所得者向けとは限っておりません。

確かに北九州では、特段の何か制度を設けて減免とかしているそうでございますが、当町では、 そういうことは行っておりません。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) この制度の国の趣旨は、低所得者対策だというふうに聞いている んですけれども、では、どのように低所得者対策として使われたのかについて、今でなくていい ですので、お願いいたします。
- ○議長(若山 征洋君) 担当課長、岸本議員の質問に対して、後でよく調べてから岸本議員に別途説明してやってください。いいですか。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) はい。
- 〇議長(若山 征洋君) 4ページ。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) この国庫補助金で財政調整交付金として、項目の備考欄で、普通 財政調整交付金と特別財政調整交付金とあるんですが、ちょっとこちらのほうの説明をお願いし ます。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えします。

上の分の普通財政調整交付金でございますが、一般保険者に係る所得を考慮し算出する額でございます。調整対象収入額といいますが、一般被保険者に係る療養の給付の保険者負担金額、療養費の医療費を考慮して算出する額でございます。調整対象需要額に満たない市町村に対して、その均衡を保つものでございまして、市町村間における財政力の不均等を解消するため、国から交付される交付金でございます。

次に、特別財政調整交付金でございますが、財政力の測定基準により交付される普通調整交付金で、配分できない特別の事情です。特別の事情がどういうものがものであるかといえば、保険

税の軽減、ジェネリック医薬品の促進事業、臓器提供意思表示事業を行っている団体、そういう ものに特別に交付するお金でございます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 今、この金額ですね、この近年、ふえているんでしょうか。減っているんでしょうか。お答え願います。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) 特別財政調整交付金の分でございますが、平成24年度は62万6,000円でございまして、それから25年度が120万円、26年度が440万円ということで伸びております。

これは、町でジェネリック医薬品の推進等をかなり強力に行っている関係、それとあと保健事業の検診率の上昇とかそういう、こう言うちゃ何ですが、一生懸命頑張っている団体に交付しますという特別な調整交付金でございます。

以上でございます。

- ○議長(若山 征洋君) 5ページ、6ページ。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 2項の県補助金で、こちらは福岡県調整交付金というのがありまして、定率交付金と財政健全化交付金というのがありますが、こちらの内容と率等を、昨年と比べてちょっと伸び率がどんなものなのか、教えてください。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えします。

県支出金の交付金の分でございますが、この分は、前年よりもふえてございまして、主に高額 医療費共同負担金の増加とか、その分でふえております。

ちなみに前年対比でございますが、定率交付金でございますが、平成24年度が2,600万円、25年度が2,900万円、26年度が3,000万円、そして今年度が3,569万6,000円と、前年よりも伸びております。

続いて、財政健全交付金でございますが、この分は、その分が伸びた分、反対に減っておりまして、24年度が1,600万円、25年度が400万円、26年度が1,400万円で、ことしが239万7,000円ということでございます。

いずれにしても、この県の交付金は、定率交付金と財政健全交付金は連動しているものでございます。

以上です。

〇議長(若山 征洋君) 山本議員。

- ○議員(2番 山本 定生君) この計算式ちゅうか、何か率は、さっき聞いて、まだ答えていないけど。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 計算式のほうは、その町の財政状況、そして医療費の高か低く、 そういうもので県が計数を掛けてうちにも、うちが幾ら幾ら要りますよちゅうことでなくて、向 こうが、吉富町はこの金額ですよちゅうそういう計算式になっております。これも、とても複雑 な計算式があると思います。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 7ページ。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 財産収入の分で、財産運用収入で利子及び配当金というのがあります。こちらで保険給付費支払準備金利息とかあるわけですが、この辺の内訳と、あと、これは途中で補正予算で減額になっているんですが、ちょっとその辺の説明をお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

保険給付費支払準備金でございますが、この分で27年度でございますが、前年末で1億2,800万円、現在は9,000万ほど基金がございます。これの運用利子でございますが、当初、若干高目の計上をしておりまして、確定数字後の数字で利率が低かったということで、減額をした次第でございます。

以上です。

- ○議長(若山 征洋君) 8ページ、9ページ、10ページ、11ページまで。歳入全般について……(「済みません、ちょっと待ってごめんなさい。10ページがあります」と呼ぶ者あり) 10ページ、山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) ちょっと先に聞いておきましょうね。委員会でまた聞きますけど。 今回も、いつも聞いていますが、一般被保険者第三者納付金、第三者傷害による納付金というの がまた上がっていますが、こちらの内容と件数とか、わかれば教えてください。
- **〇議長(若山 征洋君)** 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 第三者傷害による納付金でございますが、4件と、分納分が 1件ということで、5件の納付金があっております。

簡単に説明させていただきます。

交通事故もしくは第三者からの傷害による事故は、保険給付外でございまして、一旦保険適用で保険を使って医療を受けられる方に対しまして、国保連合会を通じて、うちが求償事務ということで、かかった医療費についてそれを請求する制度でございます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) それはもういつも聞きよる。それでなくて、今回、交通事故が 4件あったんかなとか、何か傷害事件があったかとか、ちょっとそんなのが簡単にわかったら、 みんなもわかりやすいかなと思って。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 済みません。ちょっと勘違いしておりました。 交通事故が4件で、傷害事故でございます。これが分納の1件でございます。 以上でございます。(発言する者あり)
- ○議長(若山 征洋君) 11ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。
  [「なし」と呼ぶ者あり]
- **○議長(若山 征洋君)**暫時休憩いたします。再開は、11時20分とします。午前11時13分休憩

.....

### 午前11時20分再開

○議長(若山 征洋君) 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、歳出に移ります。

歳出12ページ、13ページ、14ページ。岸本議員。

- ○議員(8番 岸本加代子君) この保険給付費、つまり医療費ですけれども、この医療費に関して、過去数年分をちょっと見てみたんですけど、そう変わらないという感じがするんですけれども、どのような認識をお持ちでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) 医療費について、御説明いたします。

まず、一般の療養給付費でございますが、平成24年度でございます療養給付費が4億3,600万円、25年度が若干下がって4億2,800万円、26年度は4億6,000万円、27年度は4億9,900万円と、約5億円にとどいております。

昨今の高医療、または御存じのとおり、いろんないい高額な薬が1錠数万円の薬とか出ておりまして、町としまして、吉富町としては、医療費は右肩上がりでございまして、また28年度も医療費が、前年対比で約1.1から1.2倍に伸んでおる関係上、また補正をさせていただく予定としております。いずれにしても医療費はふえております。

逆に退職者の分でございますが、退職者が24年度は5,200万円、26年度が3,800万円、27年度が2,000万円と、退職者の分は、加入者が減っております関係上、その分は減

っております。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) そうしますと、この国保会計にあらわれている医療費全体としては、どうなんでしょう。横ばいなのか、下がりつつあるのか、あるいは右肩上がりなのか。どういうふうな傾向にあるかという認識を持っておられるでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 吉富町の医療費ですが、2年か3年前、若干下がりましたが、 それ以降は、また前の状況に戻って右肩上がりとなっております。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 14ページ。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今の質問とちょっと私も関連するんですが、先日の補正のときにたしか聞いたと思うんですが、C型肝炎の特効薬的な薬ができたって、それが1錠1回数万円かかる。それで上がるという話を多分今していたんではないかなと思うんですが、今、どうなんですかね。その受診者数というのが、こちらで、今、わかりますか。どのくらいぐらい伸びているとか、今、大体どれぐらい来ているとか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えいたします。

直接、医療機関に私が聞いたんですが、そこの医療機関でも四、五名の方、町内にいろんな医療機関がありますから、恐らく十数名の方が、そういう治療を受けているんではないかと推測できます。

なお、完治までに、約600万円相当の金額はかかるそうです。 (「1人」と呼ぶ者あり) はい、そうでございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- O議員(2番 山本 定生君) 詳しく、今、説明をありがとうございます。 ちょっと待って。町内でじゃあ、これを今、扱っている病院さんは何件ぐらいあるか、わかり ますか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 扱っている病院というより、内科だと思いますけど、その病名で言ったら、そこがそういうのを最後まで治療する病院もありますし、ほかの病院を紹介するところもあると思いますので、どこの病院が、そういう患者さんを診ているかちゅうのは把握して

おりません。恐らく内科系統だと思います。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 特効薬ができたということなんでしょう。まだ結果が出たちゅうことはない。まだないのかなと思いますが、今、大体完治するまで600万円ほどかかるんだと聞きましたが、大体どれぐらいの期間かかるんでしょうか。それと、もしよくなった方がおられるんなら、何人だとか、それを分かればお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** たまたま私の知り合いに、その薬、特効薬を使っている方がありまして、従来の治療法によると、80%までは回復できたが、その方いわく99%、もう私は完治しましたよというような、そういうようなお話を聞いております。

御存じのとおり、これは、普通、薬で完治するのはなかなかないそうですが、これは本当の特効薬で、その使っている方いわく、私は昔の体に戻ったということでばりばり働いております。

なお、いろんな観察期間とかいろいろあると思うんですが、おおむね8カ月~1年ほどは。これは、県の保健所からの医療費の助成を受けます。高額を超えた分ですね。普通1万円とか2万円とか、そういう負担でそういう治療を受けられます。それも、県の保健所が、この治療はこの方に適していますよという、そういう何か証明が必要だとは聞いております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 今のお答えの中で、結局、今、県なりのいろんな医療機関からの 指定というか、指名があれば、県から医療補助が出るというふうに言われましたが、その医療費 補助というのは、自己負担に対するちゅうことなんですかね。

あとは、今言った保険からは600万円というのが出るんだけれども、どういうんですかね。 個人負担が軽くなると、そういうことでよろしいんでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) 御存じのとおり、高額療養費8万円とか10万円とか1カ月単位で払うわけなんですが、その方の所得状況に応じて1万円とか2万円のランクがあって、何か県のほうが、その医療証を発行して、窓口で1万円ないし2万円の負担をするそうでございます。確かに患者さんの経済的負担軽減にはなっていると思います。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 15ページ。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 済みません。14で聞いてもよかったんですけど、15でいきま

しょう。退職被保険者等療養費で、退職被保険者のが出ているんですが、これもたしか今なくなったやつだと思うんですが、今現在、何人ぐらいいらっしゃるのか、人数なのか、件数なのか、 ちょっとその辺を教えていただけますか。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

28年度の直近でございますが、66名ということでございます。

かつては、25年の4月の資料があるんですが、これによると、退職者被保険者は、171名 と断然、減っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 16ページ、17ページ。梅津議員。
- ○議員(4番 梅津 義信君) 17ページの4項のところの支出済額で、出産一時金と、ずっと 210万円、210万円と出ているんですけど、国保加入者で何件の方が、何件の方が対象ちゅ うか、出産されたんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えします。

1件、42万円でございますので、それを割り戻してから、5件の方が国保におります。 以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) これは、国保なんでわからんと思うけど、吉富町全体で、出生は何人ぐらいになるのかな。

これは、住民課のほうでわかるね。それから考えて、国保が5件ちゅうことは、5名だよね。 これ1件、1名よね。だから5人よね、これ要はね。全体でいくと、何人ぐらい吉富でふえたの かな。わかる。

- 〇議長(若山 征洋君) 住民課長。
- **○住民課長(瀬口 浩君)** 今、資料をお持ちしていませんので、また後で報告させていただきます。
- ○議長(若山 征洋君) 山本議員、それでいいな。18ページ、19ページ。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 5款1項老人保健拠出金で、老人保健事務費拠出金というのがあるんですけど、ちょっとこれを説明してください。金額、何かかなり余ったのかな。これは、不用額が出ていますけど。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 老人保健法に基づく老人保健制度の、現在廃止しておりますが、

経過措置、いろんな第三者行為とか、医療機関で訴訟にかかわるレセプトの返戻とか、そういうのがございまして、制度的には、こういう制度がまだ続いておりまして、それに対する町の若干、年間3,700円ほど、事務費として拠出をしている分でございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 拠出しているということは、どこかに出しているんですよね。これは、どこに出しているんですか。あと、何年ぐらいこれは続くんですか。あと。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えします。

この分、国保連合会に拠出しておりまして、何か裁判上の何といいますか、時効の問題とかそういう部分がありまして、私たちの一般的な考えでは、もうそろそろいいんではないかなと思うんですけど、裁判が、医療費の裁判ですね。国保連合会が医療機関に返戻して、これは保険給付費ではありませんよ。いや、そうですよ。そうなんですよとか、そういういろんな事件があるそうで、その時効に係るその時効の最終的な時効の停止がいつかとかいうそういう関係上で、まだこういう制度がちょっとありますよちゅうことは、私たちも、国保連合会にもうこれはいいんではないですかと聞くんですけど、もうちょっとお待ちくださいということで、そういう回答をいただいております。

以上です。

- **〇議長(若山 征洋君)** 20ページ、21ページ、22ページ。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) こちらは、委託料で特定健康診査委託料というのが上がっています。これは、どちらに委託されているんですか。それとあと件数の把握がされているでしょうか。ちょっと教えてください。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

豊前築上医師会のほうに委託しております。件数としまして、542名の方が健診を受けられております。

以上でございます。

- ○議長(若山 征洋君) 23ページ、24ページ。歳出全般についての御質疑はありませんか。 横川議員。
- ○議員(5番 横川 清一君) 22ページの8款保健事業費、2目の保健事業費、8節報償費、健康優良世帯表彰、これは何名ぐらいで、この表彰規程ってどういうものでしたかね。もう一度確認のために教えてください。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えします。

この報償費ですが、健康優良世帯表彰とございまして、国保加入者の世帯で、特定健診を受けて、なおかつ医療機関にかかっていない方ということでございまして、件数自体は、ちょっとはっきり数字を覚えていないんですけど、また後からでよろしいでしょうか。件数をちょっと今、探してこなきゃなりませんから。

- 〇議長(若山 征洋君) 横川委員、いいですか。
- 〇議員(5番 横川 清一君) はい、結構です。
- ○議長(若山 征洋君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(若山 征洋君) 以上、歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 国保会計そのものの動向をどのように認識しておられるかについて、お尋ねしたいと思います。

過去5年間の歳入差引残額、これがありますよね。その中から基金からの繰入金、それから一般会計の任意の繰入金2,000万円ですね。それを引いてみると、例えば今回も1億500万円ほど残額があるんですけれども、これを引けば、1,700万円ぐらいですかね。そんなに残額があるとは思えません。過去5年間を見ましても、上がり下がりがありますけれども、安定的に黒字が続いているというふうには思えないんですね。

先ほど、保険医療費、療養費、医療費に関しては、右肩上がりだというような答弁がありました。今の吉富町の国民健康保険制度というか、会計の動向については、私は、決してよいとは、よい状態が続いているとは思えないんですけれども、執行部としてはどのように認識しておられるでしょうか。

- **〇議長(若山 征洋君)** 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えさせていただきます。

国保の単年度収支の状況でございますが、平成18年度からの資料がございます。平成18年度にいたしましては、単年度赤字が5,800万円、19年度が2,700万円の赤字、20年度が8,900万円、21年度が2,800万円、22年度が3,300万円、23年度が7,000万円、24年度が8,900万円、25年度に対しましては、黒字になりまして、570万円、26年度は、また赤字に転落しまして9,300万円、27年度は、1,700万円の黒字となっております。

確かに国保会計でございますが、吉富町の1人当たりの医療費も、県内でも高いところにございまして、御存じのとおり平成30年度から、国保の県と共同に事業するということで、町とし

ては、そういう財布が大きくなれば、医療費の動向に対しまして余りこう何といいますか、今、 医療費の動向等、持っているお金、いつもいろいろこう資金繰りとか心配するんですが、そうい う資金繰りはなくなります。

先ほど言ったとおり、平成30年度から、県が責任を持って財政をバックアップするというそういう制度になっております。吉富町もそれに右倣えでそういう制度を使って、健全な国保会計を図りたいと思います。

なお、平成30年度からは、かかった医療を一旦吉富町が支払って、その分の医療費をまた県 のほうから入ってくるというようなそういう仕組みとなっております。

確かに一番私たちが気になっている保険料の件でございますが、今、県で試算して、吉富町の 保険料、拠出金みたいな感じになると思いますけど、それが幾らかちゅうなのが、今、精査して いる状況でございます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 私が聞きたかったのは、この吉富町の国保会計は、決していい状態ではないというふうに認識しているかどうかということだったんですけど、それでよろしいですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 先ほど言ったとおり、県内でも上位を占める医療費でございますので、財政としては、そんなに楽なものではございません。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今ちょっと同僚議員の質問の中で、一つ出たんで、この間も一回確認したんですが、今度、平成30年から県のほうで一括になるということで、そうなると、また変わるんでしょうけど、そのときに現在の保険料、多分吉富町は、ちょっとこの辺の近辺でいくと安い部類に入るんではないかなと思うんですが、先ほど県が、今、試算していると言われていましたが、ある程度県に横並びにされる、なるんであれば、どちらかというと、うちは上がる形になるんではないかなと思うんですが、ちょっとその辺、見通しはどうでしょうか。
- **〇議長(若山 征洋君)** 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) 一番大事な保険税、保険料の件でございますが、確かに当初 国・県は、均一の税率を使うような方向でございましたが、確かに今議員さんがおっしゃるとおり、一応団体の中で医療費の高か低くがございます。

吉富町はたまたま福岡県の国保共同運営準備協議会ちゅうそのメンバーに入っております。こ

れが12市町村と県から2名、14名で構成されているそういう協議会がございまして、その協議会の中で、いろんな団体の実情を話しておりまして、県が今、考えているのが、料の統一は図らないということでございます。

吉富町から拠出と申しますか、税に当たる分ですが、吉富町はこのくらいですよと、そういうような何か数字が来るそうでございまして、その中で町が税率を定める。そういう仕組みに今なっている、今、わかっている段階ではそうなんですが、まだ決定事項でございませんが、そういうふうに平成30年度から、県が財政を責任を持って面倒を見てくれるというそういう、町の国保会計とすればメリットがあると思います。

以上です。(発言する者あり)

- **〇議長(若山 征洋君)** 声を出してさっと手を挙げてください。梅津議員。(「間違えですか」 と呼ぶ者あり)
- ○議員(4番 梅津 義信君) 梅津でございます。先ほど聞いたところとまた同じあれなんですけれども、若年者で42万円で4件、高齢出産の方もいるかもわからないんですけれども、いわゆる一般的考えとして社保に入っている方が多いと思うんですけど、でなければ、130万円を超えると社保の扶養には入れない。また、本人が、この内訳というのは、自営業者の方々で国保に入っている方に対する出産でしょうか。それとも、扶養で何かで外れてしまって国保に入らざるを得なかったと。もしそれがわかればお願いします。わからなければまた後で教えてください。
- **〇議長(若山 征洋君)** 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えします。 この5件のそういう詳細な分析は、今、手持ちがございません。 以上でございます。
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 先ほど、県に国保の財政ちゅうんですか、お願いすると一括の管理になるというふうなことなんですが、吉富町にとって、健康福祉課の仕事量は、あんまり変わらんのかなと思いますが、何か軽減されるようなところがありますでしょうか。大変、健康福祉課の仕事量が多いわけですが、町民の健康に関することですね、相談も多いかと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

30年度から、県と共同化になって仕事が減るかどうかでございますが、まず30年度まで、 この制度に確立するためには、現在でもかなりの事務量がふえております。そして職員として一 番安心できるのは、お金の心配をしないという、それが一番のメリットでございます。 あと、保険者のやる気度ということで、その吉富町の国保がどのくらいの保健事業をやるか。 検診率をどのぐらい伸ばすか。元気な被保険者、そういう方をふやすためのそういう施策につい ては、かえって今以上に仕事がふえてくると思いますので、あいあいセンターの保健師業務は、 若干ふえるんかなとそういうふうに思っております。

以上です。

- ○議長(若山 征洋君) 次、25ページ、実質収支に関する調書。財産に関する調書、26ページ。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 財産に関する調書で、今、決算、現在高、基金の現在高が 6,000万円と。先ほどもちょっとお聞きしたんですが、C型肝炎の方が、1名につき、1年 で大体完治する医療費が600万円と。ということは、これは10人の方が出れば、ここの基金 が尽きる形になってしまうような金額なんですが、これが健全な基金の額なのか。

30年度からは、確かに県と一括になられるから、先ほど言われたように財政的な不安がなくなるとは言われましたけど、まだ今は27年度これ決算です。あと28年、29年とありますので、この基金でちょっと大丈夫なのかなというふうにちょっと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えさせていただきます。

基金でございますが、平成27年度の剰余金からの積み立てにより、9,000万円ほどの積み立てとなります。

高額な医療費の発生など、偶然の要因に基づく保険財政の返納に対応すべく財源は、国の示す 金額の約7割は、確保されているんでございます。

先ほど御心配をいただきましたとおり、高額な医療が出ると、国・県のそういう交付金とか、 そういうので手だてをしていくと思いますが、平成29年度までは、この分で多分足りると思い ます。30年度からそういう心配をしなくて済みます。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 以上、決算書全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第46号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、 ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。2ページ、3ページまで。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入、1ページ、2ページ、3ページ、

4ページまで。歳入全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(若山 征洋君)** 次に、歳出に移ります。歳出5ページ、6ページ、7ページまで。歳出 全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 以上、歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 次に実質収支に関する調書、8ページ。

以上、決算書全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第47号平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、ページ を追って質疑を行います。

決算書1ページをお開きください。2ページ、3ページまで。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入1ページ、2ページ、3ページまで。歳入全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 次に、歳出に移ります。歳出4ページ。歳出全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(若山 征洋君) 以上、歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。山本議員。
- 〇議員(2番 山本 定生君) 今年度の奨学金の借りた人の件数、高校生と専門学校と大学生の件数と人数ですかね、件数でいいんか、ちょっとその辺を教えてください。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(江河 厚志君) お答えをいたします。

今年度、貸付金の人数なんですが、まず継続者が、大卒、短大、専門学校17名います。それから新規の貸し付け者が11名で、大学、短大、専門が11名、高校がございません。

合計で、大学、短大、専門学校の貸し付けが28件、28人ですね。それから高校が2名というふうになっております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) いいですか。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) こちらに不納欠損や未収入が、収入未済とか入っていないんで、

滞納とかそういうのはないんだと思うんですが、やはりその支払いを延期とかいう方の相談とかいうのは、最近どうでしょうか。少なくも27年度中、あったでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(江河 厚志君) お答えをいたします。

27年度、今年度もそうなんですが、私が知る限りでは、そういった相談はございません。以上です。

○議長(若山 征洋君) 歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(若山 征洋君) 次に実質収支に関する調書、5ページ。財産に関する調書、6ページ。 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 6ページ、この基金ですね。奨学金基金というものを積み立てておりますが、こちらのほうについて、今年度増減なしということですが、前にもお聞きしたんですが、例えば給付型の奨学金とかそういうものは、御検討のほどはないんでしょうか。ちょっとお聞きします。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(江河 厚志君) お答えをいたします。

国のほうでは、そういったことは検討されていると思いますが、本町では、今のところ、そういった給付型につきましては考えておりません。

以上です。

**〇議長(若山 征洋君)** 以上、決算書全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

次に、議案第48号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

それでは、決算書1ページをお開きください。1ページ、2ページ、3ページまで。

続きまして、事項別明細書1ページをお開きください。歳入、1ページ、2ページ、3ページ。 岸本議員。

○議員(8番 岸本加代子君) 1ページなんですけれども、受益者負担金の滞納のところですね。 これは、5%ぐらいしか達成していないんですけれども、この滞納世帯はどのぐらいあるんでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** この受益者負担金につきましては、平成16年の供用開始から 現在に至るまで、賦課をされたら5カ年間で1年に3回、そしてそれを5カ年で15回の納付と なります。

それで、その中で一括で納付される方、また分納される方、そしてまた1年間だけの一括納付の方々がおられまして、件数といたしましては、現在722戸の接続をされているんですが、件数といたしましては、戸別ごとの件数の金額となりますので、160件ぐらいの滞納件数とはなります。

そして、それにつきましては、戸別ごとに納付を促している状況でございまして、広報とか工事説明会のときなんかに納付を促しているところでございますが、そういったふうに供用開始の戸数に、単純に言えば、15倍を掛けたところの調定件数になりますので、非常に件数は多くはなりますが、件数といたしましては、160前後だと把握しております。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) ちょっとよくわからなかったんですけど、一括納付が原則で、分納というんですか、その人たちも滞納というふうに見られるんですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** 件数といたしましては、一括納付のされた方は1件、またもしくは分納された方は、それぞれの分納回数に応じまして件数は累積されますので、先ほど言ったような件数になるかと思います。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 細かいことは委員会で聞きますけど、この下の分担金で下水道区域外流入分担金というのが発生しているんですが、こちらについて何件ぐらいで、どんな形になるんですかね。ちょっと簡単に説明してください。
- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** この方は、区域外から下水道に接続される方でございまして、27年度につきましては、1件でございます。
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 1件ですか。これは、要するにこの方が、この金額をお支払いいただいたちゅうことと理解してよろしいんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。

- **〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** 大変失礼いたしました。28万6,000円ですので、2件分でございます。(「そうだろうな」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) この場合、割引というんですか、例えば一括だったら幾らとかあると思いますが、この方に関してはどうだったんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(赤尾 肇一君)** 分担金につきましては、そういった一括納付の報償金制度は適用されません。
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 要するに近くに下水道が通っているけれども、自分のところは下水道の流域ではないということですので、それに入れてくださいということだろうと思っております。

だから、分担金も支払いますよちゅうことですが、そのまんま何というんですかね、流域ならいろいろ優遇があるんですが、この方々は適用できないちゅうのは、何か根拠があるんでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** 供用開始をするに当たりまして、下水道条例で明確に定められているところでございます。

以上でございます。

- ○議長(若山 征洋君) 2ページ、3ページ、4ページまで。歳入全般について、御質疑はありませんか。是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 今の件、1ページのところです。非常に忍びない感じがするんですね。もちろん指定外のところは、合併浄化槽でとかいろいろあるんだろうと思うんですが、要は、吉富町の環境保全に資するちゅうことにおいて、この方々にも何か特典がないかなと。それは、考えるところではありませんか。考えたことはないんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(赤尾 肇一君)** この条例を制定するに当たりまして、その点につきましては、 十二分に議会でもお諮りをいたしまして、御議決をいただいているところでございまして、それ にのっとって行っているところでございます。

以上でございます。

○議長(若山 征洋君) 歳入全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(若山 征洋君)** 次に、歳出に移ります。 5ページ、6ページ、7ページ、8ページまで。 歳出全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 以上、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 次に実質収支に関する調書9ページ。

以上、決算書全般について、御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は13時10分からとします。

午後 0 時06分休憩

.....

### 午後1時10分再開

○議長(若山 征洋君) それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

上下水道課長より発言の許可を求められておりますので、発言を許可します。上下水道課長。

**○上下水道課長(赤尾 肇一君)** 先ほど下水道会計のほうの決算で御質問がありました区域外利用の件数は何件なのかという御質問に対しまして、2件ですということで答弁をさせていただきましたが、1件でございます。

内容につきましては、アパートでございましたので、受益者負担金の賦課が2戸分になること になっております。訂正させていただきます。大変申しわけございませんでした。

- O議長(若山 征洋君) 健康福祉課長よりも発言が求められておりますので、許可します。健康 福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 先ほどの御質問の中で、健康優良世帯表彰は何件あったかという御質問でございました。平成27年度、13件の世帯が表彰されております。 以上でございます。
- ○議長(若山 征洋君) 次に、議案第49号平成27年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び 決算の認定について、ページを追って質疑を行います。

決算報告書、1ページと2ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入全般について、御質疑はありませんか。支出全般について、御質疑はありませんか。次に、3ページと4ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入全般について、御質疑はありませんか。支出全般について、御質疑はありませんか。支出全般について、御質疑はありませんか。次に5ページ、重要な会計方針に係る事項に関する注記。次に損益計算書6ページ、剰余金計算書7ページ、8ページ、同じく7ページ、剰余金処分計算書、

次に貸借対照表9ページ、10ページまで。以上、決算書全般について、御質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(若山 **征洋君**) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題になっております議案第45号から議案第49号までの5議 案は、それぞれの所管委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第45号平成27年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については福祉産業建設委員会へ、議案第46号平成27年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については福祉産業建設委員会へ、議案第47号平成27年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については総務文教委員会へ、議案第48号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については福祉産業建設委員会へ、議案第49号平成27年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については福祉産業建設委員会へ、以上のとおりそれぞれの委員会に付託します。

### 日程第12. 報告第6号 平成27年度吉富町健全化判断比率の報告について

○議長(若山 征洋君) 日程第12、報告第6号平成27年度吉富町健全化判断比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。企画財政課長。

**○企画財政課長(奥田 健一君)** 報告第6号平成27年度吉富町健全化判断比率の報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成27年度吉富町健 全化判断比率を別紙、監査委員の意見をつけて報告をいたします。

議案書の17ページの表をごらんください。実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、平成27年度が黒字決算となっておりますので、該当なしという状況でございます。

また、実質公債費比率は6.6%となっておりまして、前年度より0.1%の減であり、早期健全化基準の25%を大幅に下回る良好な状況であります。

将来負担比率につきましては、平成27年度は充当可能財源等が将来の負担額を上回ったため、 将来負担比率は算定されておりません。早期健全化基準の350%と比較いたしますと、これを 大幅に下回っており、良好ということでございます。

以上で報告を終わります。

- 〇議長(若山 征洋君) 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。
- 〇監査委員(守口賢二郎君) 平成27年度吉富町健全判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、関係書類を監査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でありまして、 審査終了時は平成28年8月26日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類等を慎重に審査した結果、適正に作成され、法律等に照ら し、財政規模の算出過程に誤りがなく、正確であると認めました。詳細につきましては、審査意 見書のとおりであり、それぞれの基準値を大幅に下回っており、良好であると認めます。

平成28年9月1日、吉富町監査委員太田文則、同、守口賢二郎。以上です。

○議長(若山 征洋君) 以上で、報告説明を終わります。

# 日程第13. 報告第7号 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告 について

○議長(若山 征洋君) 日程第13、報告第7号平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

**〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** 報告第7号平成27年度吉富町公共下水道事業会計資金不足比率の報告をいたします。19ページでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度吉富町 公共下水道事業特別会計における資金不足比率につきましては、資金不足が発生せず算定されま せんでしたので、監査委員の意見をつけ、その旨御報告をさせていただきます。

以上でございます。

- **〇議長(若山 征洋君)** 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。
- ○監査委員(守口賢二郎君) 平成27年度吉富町公共下水道事業特別会計経営健全化審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した 結果、その意見は次のとおりです。

審査対象は、公共下水道事業特別会計資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記録した 書類でありまして、審査終了日は平成28年8月26日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され、法令などに 照らし財政規模の算定過程に誤りがなく正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っ

ており良好であると認めました。

平成28年9月1日、吉富町監査委員太田文則、同じく守口賢二郎。 以上です。

○議長(若山 征洋君) 以上で報告説明を終わります。

## 日程第14. 報告第8号 平成27年度吉富町水道事業会計資金不足比率の報告について

**〇議長(若山 征洋君)** 日程第14、報告第8号平成27年度吉富町水道事業会計資金不足比率 の報告についてを議題にいたします。

担当課長に内容の説明を求めます。上下水道課長。

**〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** 報告第8号、平成27年度吉富町水道事業会計資金不足比率に ついて、御報告をいたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成27年度吉富町 水道事業会計資金不足比率については、平成27年度は資金不足が発生せず算定されませんでし たので、監査委員の意見をつけ、その旨御報告をさせていただきます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 次に、代表監査委員に監査の報告を求めます。守口監査委員。
- 〇監査委員(守口賢二郎君) 平成27年度吉富町水道事業会計経営健全化審査意見について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、関係書類を監査した 結果、その意見は次のとおりです。

審査対象は、財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記録した書類でありまして、 審査終了日は平成28年8月26日であります。

財政指標の算定の基礎となった書類などを慎重に審査した結果、適正に作成され法令などに照 らし財政規模の算定過程に誤りがなく、正確であると認めました。

詳細につきましては、審査意見書のとおりであり、それぞれの基準値の20%を大幅に下回っ ており良好であると認めました。

平成28年9月1日、吉富町監査委員太田文則、同じく守口賢二郎。 以上です。

〇議長(若山 征洋君) 以上で、報告説明を終わります。

守口監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでございました。

日程第15. 議案第50号 平成28年度吉富町一般会計補正予算(第4号)について

**〇議長(若山 征洋君**) 日程第15、議案第50号平成28年度吉富町一般会計補正予算(第

4号) についてを議題といたします。

これからページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ、4ページ、5ページ。第2表、債務負担 行為補正。山本議員。

- ○議員(2番 山本 定生君) 第2表、債務負担行為補正について、こちらの説明をお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) 債務負担行為の内訳について、御説明をさせていただきます。 町営別府団地の建設でございますが、28年度、29年度にまたがって行われる事業でございまして、現在の見積もり金額でございますが、9億805万9,000円が全体的な金額になっておりまして、29年度分の工事費8億1,149万2,000円、工事監理といたしまして962万8,000円、計8億2,112万円の債務負担行為を計上させていただいております。 以上でございます。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) まず、この町営別府団地です。これについて、今までも再三いろいる説明を求めてきたわけですが、まだ事業内容についての具体的な説明のないままに、もう債務負担で載せられるというのはいかがなものかと思うわけですが、まず地方債及び補助率、そういうものはこの中でどのような計算になっているんですか。この辺を教えてもらえますか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

16ページ、債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または 支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書がございます。債務負担行為の限 度額8億2,112万円です。財源内訳としまして、国県支出金2億7,025万4,000円、 地方債5億5,080万円、一般財源が6万6,000円となっております。

なお、国県支出金につきましては、まだヒアリング等を行っておりませんので、とりあえず 33%の率を掛けて計上をさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) まず、9億805万9,000円っていう事業費が今、出てきました。こちらについて今、国県支出が33%とか地方債が67%とか、そういうのが出ているということは、ある程度もう数字的なものがあるんだと思うんで、議長、資料要求しますんで、これやっぱり審議に必要だと思うんです。ですから、今言った概算金額とか、それどういうものな

のかと、ちょっと議会にこれ示してもらわなければ、いきなり 8 億円だけ出されても正直わかり ませんよ、これでは。

あと、今、国、県支出金が33%と言われましたが、これどうなんですか。この9億円に対しての計算でやってるんですか、それとも今回の8億円の分だけにやられてるんでしょうか。それと、過去の例でいきますと、山王団地のときは45%という前程でずっとやっていたと思うんですが、今回は33%。何かヒアリングをやられていないから、ヒアリングをやらずにして、もうこういう事業計画を進めてもいいものなんですかね。ちょっとその辺、私わからないんで、まず1点目は議長に対して資料のお願いと、2点目についてはその辺どうなんでしょう。ちょっとお聞きします。

- ○議長(若山 征洋君) 山本議員、もう一度、2点目の質問を。
- ○議員(2番 山本 定生君) まず、今説明で受けたのでは、8億円に対しての33%の国県支出金という説明だったよね、多分、ですよね。でも、先ほど事業規模が約9億円という話をされたので、それの根拠じゃないんでいいですかということがまず1点目と、もう一つはヒアリングを受けずにしてこういう算定をされることが、よろしいんですかねという話をちょっとお聞きします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

実際の財源の問題でございますが、予定価格、そして落札価格、それをもとに県でヒアリングを受けて、正式な交付金を計算するわけでございます。先日、担当者が県に住宅のいろんな御相談に行ったんですが、やはり町として予算計上をするべき等のそういう御指摘・御指導をいただいておりますので、今回、上程をさせていただいた次第でございまして、また落札後、県のヒアリングでこの工事に対してどのくらいの交付金が出るのか。そういう部分は、またはっきりすると思いますので、そのときは、またそういう御説明をしたいと思います。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) ちょっと待って。じゃけ、もともとどれぐらいかかるかという説明もないまま、これをとりあえず予算計上しよと。議会はそれを承認しろと。さらに補助率はわからないよと、ふたをあけてみないとわからないよと。とりあえず通せ、という言い方に聞こえるんやけど、それでいいのかな。そういうこと。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) お答えさせていただきます。

全員協議会の場で、平成27年1月8日でございましたが、別府団地の建設費の概算額につい

て御説明をしております。その後、単価入れかえ等をいたしておりまして、その分で今回の数字 が確定しております。

先ほど申し上げたとおり、27年1月8日に、別府団地における建設費の概算額ということで、おおむね10億円程度ということで御説明をしております。同年の6月2日には、別府団地の建設基本計画について、資料を配付させていただきまして、御説明を申し上げております。そして、4月6日に、実施設計完了後の報告建設費として、9億円程度はかかるというような報告をさせていただいております。7月7日には、別府団地の建設についての完成予想図、そして間取り図を皆さんに配付させていただきまして、説明をさせていただいておるところでございます。8月8日には、別府団地建設についての建設スケジュール等の報告もしておりますので、今議会に工事費を上程させていただいたわけでございます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) ちょっともう一回、何遍も聞くようですが、納得いかんから質問されよるんです。

今、同僚議員の質問に答えてないところがありますね。答えは、先ほどの27年からずっと随 所で説明は済んだということですね。その説明を納得してませんからね。だから、ここでもう一 度、聞きよるわけですから、しっかりとお答え願いたいと思います。

対象額と補助額、補助率か、それをちょっとお示しください。今いろいろ経過を述べただけで、 実際の内容は、内訳は示しておりません。質問に答えてないと思いますんで、お願いします。

内訳とはどういうことかというと、建物はこれぐらいだと、それに対する補助率がどれぐらいだと。それから対象額ではないものが幾らかと。それを全部合わせたものが9億幾らという数字が先ほど示されましたが、2年間で、そういう概算で、最初は10億円だったが、9億円になったという話を今まで、経過をお示ししましたが、ここで8億2,112万円というものがどういうものか、そういうのを示してください。お願いしますよ。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) お答えいたします。

山王団地の建設のときは、当初から45%計上させていただいておりましたが、工事が完成したところ、45%届いておりません。35%程度になっておりますので、今回その率で計算させていただいております。

なお、国の示す45%はマックスの数字でございまして、先ほど申し上げたとおり、落札後に 書類を持参して、1個1個項目を見ながら対象外、対象内とかいたします。 どれが対象になるかならないかというお話でございますが、公営住宅を建てますので、一般的には工事費でいろんな補助金がございまして、建物本体、合併浄化槽、あと効果促進といって植栽とか、そういう部分がございますので、詳細につきましては、先ほど申し上げたとおり、ヒアリングを受けた後でないときっちりした数字はお示しできかねます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) まず、45%というものは、基本的な金額があるわけでしょう。 こちらがこれでやりたいという金額を示して45%をくれるわけじゃないんでしょう。そうでしょう。それを何って言うんですか。それに対して45%というふうに聞いておりますが、それでよろしいんでしょうか。その金額をお示しください。それによって、ヒアリングに向かうわけでしょう。それよりも高い分は町の手出しになるわけでしょう。町債も手出しです。

だから、基本的なこの数字じゃなくて、豪華な建物を建てたいというそういうコンセプトとい うんですか、そういうものを示してくださいよ。

それに行く前に、まずは今私が言ったようなことを示してください。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えいたします。

主体、附帯工事の限度額の計算というものがございまして、別府団地の場合は、1戸当たり 1,440万円。これが35戸で、5億400万円。特別規模工事加算額として700万円程度 をいただきます。

御存じのとおり公営住宅は、鉄筋コンクリート5階建て、エレベーターも配置する建物で、もちろん1,400万円程度では建ちません。国が示すのは、あらかじめの限度額ということで、この数字を示しておるわけでございまして、国が示す限度額の45%が交付金となるものと、今のところ、私たちは予定しておりますが、いろんなヒアリングの交渉の中で、1円でも多くいただきたいと思いますので、そういう資料作成を今、しておるところでございます。

建築工事はおおむね7億円程度ということで、あと電気工事が8,000万円、機械工事が 1億2,000万円という、そういうちょっと大雑把な数字でございますが、今、その数字しか お示しできかねます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 今、説明の中で、国が示す1,440万円では建たないっていう ことだったんですけど、ではこの別府団地の1戸には幾らかけるおつもりなんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

別府団地、総額的な金額でないと今のところ出ないんですが、建設費全て、設備、電気工事、 外構、駐車場工事を含んだところで、1戸当たり約2,500万円はかかると思います。 以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 次に、6ページ。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 第3表、地方債補正について、この変更の内容についての説明を 求めます。
- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(奥田 健一君) お答えいたします。

地方債補正ということで、変更でございます。まず最初に、臨時財政対策債費でございますが、 これにつきましては、今年度分の発行可能額が確定し、減額補正が必要となったものでございま す。

補正前が、限度額として1億円でしたが、補正後の金額が9,602万3,000円ということで今回、397万7,000円の減額をしておるところでございます。

次の公営住宅建設事業債でございますが、これは町営の別府団地の建設に係る今年度分の起債の額が補正となっているわけでございます。補正前の限度額は1,270万円だったわけですが、補正後の限度額としましては7,530万円ということで、この差分、増額が6,260万円。この額が、今言いました別府団地建設に係る今年度分の起債の増額でございます。

以上でございます。

- ○議長(若山 征洋君) 7ページ、事項別明細書、総括歳入8ページ、同じく総括歳出。次に収入9ページ、岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 1目民生費補助金の11節にあります地域介護福祉空間整備等施設整備補助金、この説明をお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えいたします。

この補助金は、介護ロボット導入促進事業でございます。

事業の概要といたしましては、介護従事者の環境整備を進めるため、介護ロボの導入をいたす 事業所に対して補助をするものでございます。

目的といたしましては、介護ロボの普及により、働きやすい職場環境の整備を図るものとして おりまして、今回、町内1事業所が希望されておりますので、この分の補助金でございます。 以上でございます。

〇議長(若山 征洋君) 9ページ、山本議員。

- 〇議員(2番 山本 定生君) 済みません。一番最初の保育対策総合支援事業費補助金か、この ちょっと内容について教えてください。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えいたします。

保育所等における業務効率化推進事業でございまして、私立保育所の保育士の業務負担軽減を 図るため、書類作成業務に使用するシステム導入に必要な費用を補助するものでございます。

目的としましては、システムを導入し、書類作成が効率的に行え、保育士の負担軽減を図るため、また勤務環境の改善を図るための事業でございまして、町内2保育所に補助金を交付する補助金でございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) あと社会資本整備総合交付金で今回、町営住宅分が入ってますが、 これはどこの分の住宅のことでしょうか。あと、これは、補助率は何%でしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

別府団地建設工事に当たる分でございまして、設計意図伝達に対しまして87万5,000円、工事監理業務に対しまして202万8,000円、建設工事の28年度分の出来高に対しまして2,141万7,000円のトータル2,432万円でございまして、約28%の率で計上をさせていただいております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 先ほどの介護ロボっていうのは、介護ロボットのことですよね。 介護ボロっておっしゃったのは。済みません。先ほどの地域介護福祉空間整備等施設整備補助金 のところです。介護ロボットのことですよね。違うの。介護ロボとおっしゃいましたよね。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 失礼しました。

通称、私たちは介護ロボと言いまして、事業名称は、介護ロボット等導入支援特別事業ということで、医療法人けやき会さんの経営なさっているグループホームけやきのほうが、眠りSСА Nということで、これも見守り支援システムということでございます。

職員の巡視業務の軽減を図るものでございまして、転倒転落など、事故のリスクを抑えるものでございまして、事業所に聞いたところ、何かふとんの下にシーツですか、あそこにそういうシートを敷いて、入所者の動きの見守りをする。そういう装置だそうです。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) つまり介護用品っていうことですね。(発言する者あり)私、 3回目なので。介護用品的なものですよね。そのシーツの下に敷くとかいう。

それ以外に私が聞きたかったのは、92万7,000円ですよね。これは、どのくらいの補助なんでしょうか。補助率というか。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

当初、国は内々の募集の段階じゃ、10分の10ということで、事業所には10台分、270万円全額補助対象になるという御説明を申し上げておりましたが、国のほうで、対象事業所を集約したら、予想を超えた反響があったということで、吉富町に配分されるのが92万7,000円ということになっておりまして、事業所にこの事業、当初予定通り計画はあるかということで、いろいろ相談を申し上げたところ、10台分はちょっと無理ですから、3台分だけ導入しますよということで、大体3台分で100万円程度の事業費だそうです。事業所負担が、100万円引く92万7,000円ですから、7万3,000円の事業所負担ということで、事業費のほぼ全額、補助の対象となります。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) ちょっと款は違うんだけど、2つ一緒に聞きます。

農林水産業費補助金、耕作条件改善事業交付金というものの変更と農村環境整備かんがい排水 事業費補助金、この2点についてちょっと説明お願いします。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** それでは、農地耕作条件改善事業交付金850万円について御 説明申し上げます。

これにつきましては、界木地区の圃場整備に係る実施設計業務、換地業務、用地測量業務、総事業費1,700万円に対して補助率2分の1。ですから、850万円を今回、補正計上するものであります。

次に、農村環境整備かんがい排水事業費補助金625万円ですが、これにつきましては、鈴熊 池に漏水が発生しまして、その改修に係る総事業費1,250万円に対して補助率2分の1。で、625万円の補正計上させていただいたものです。

以上です。

〇議長(若山 征洋君) 10ページ、山本議員。

- ○議員(2番 山本 定生君) 諸収入で給食費、幼稚園児分とその下のその他の収入という2つ 上がってますが、この2つについて説明をお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(江河 厚志君) 御説明いたします。

3の給食費のほうなんですが、幼稚園児分ということで3万5,000円を計上しております。これにつきましては、当初予算で介助のための保健補助員を1名、5月から任用したんですが、その関係の給食費になります。3,500円の10カ月分で3万5,000円。通常、8月につきましては、給食はしていないんで、その分除けて10カ月ということで、3万5,000円を計上しております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** その他の収入134万2,000円につきましてお答え申し上げます。

平成27年度豊築休日急患センターの決算がございまして、その剰余金と申しますか、トータル880万円ほどございました。これ吉富町の分で、1市3町で分配した分が134万2,275円ございましたので、その他収入に計上させていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 11ページ、岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 1目の19節、福岡県町村会海外視察研修負担金、これ全協で説明がありまして、町長が北欧のほうだったと思います、視察に行かれるっていうことなんですけど、具体的な目的について教えてください。
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) お答えいたします。

今回の視察は北欧3カ国です。デンマーク、スウェーデン、フィンランドに行政視察に行きます。

視察の内容ですが、デンマーク、コペンハーゲンに行きまして環境問題、エコタウン、再生可能エネルギー等の視察を行います。スウェーデンにつきましては、ストックホルムに行きまして、環境、福祉についての研修を行います。ごみ処理問題、木造無暖房住宅等の視察を行う予定になっております。フィンランドではヘルシンキに行きまして、ここでは環境、教育、福祉に対する研修を予定しております。子育て対策支援やナーシングホーム、バイオマスエネルギー等の視察を行うという予定になっております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) ほかに、山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今のと同じところなんですけど、こちらについては、町村会で行かれるんだと思うんですが、行くときに多分、飛行機で行かれるんですよね。その場合の席です。よく今言われているエコノミーなのか、ビジネスなのかどうなのかとか、例えば宿泊先はどういうところに泊まられるのか、どこが設定をされるのか、宿泊の上限はあるのか。そういう規定とかそういうものは、町のほうであるんですか、それとも町村会であるんでしょうか。ちょっとお聞きします。
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) 今回の視察研修は、福岡県町村会の主催によるものでございます。 聞いているところによりますと、飛行機はビジネスクラスだというふうに聞いております。経費 は8日間で100万円程度強を予定しておりますので、ホテルにつきましては、スイートとかじ ゃなくて、普通のやつじゃないかなというふうに思っています。そこまでは詳しく聞いておりま せんが、金額から見て、そうじゃないかなというふうに私は思っております。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 続きまして、財産管理費で今回、防災倉庫兼書庫の防鳥網張工事 というのが入っています。ちょっとこれについての説明をお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) 昨年、平成27年3月に完成いたしました吉富町防災倉庫兼書庫の階段部分にハトが入り、階段と踊り場に大量のふんを落としておりますので、ハトなどの鳥が侵入できないように、防鳥網を設置したいと思いまして、予算を計上させていただいております。以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 鳥の害ですから予期はできなかったんでしょう。今まで吉富町のほかの施設で、こういう鳥害かなんかあったことはあるんですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) よそは、私ちょっと聞いてないんですが、今回の防災倉庫兼書庫の入り口がちょっとむき出しになっておりますので、鳥が入ってきてしまったというところです。 ほかのところでむき出しになっている階段っていうのはどこかあるかなというふうに思っておりますが、今のところそういう被害は聞いておりません。

以上です。

**〇議長(若山 征洋君)** ほかに。12ページ、山本議員。

- ○議員(2番 山本 定生君) 先ほどの件にちょっと絡むんかな。負担金補助及び交付金の地域 介護福祉空間整備等施設整備補助金、先ほどの説明の内容でよろしいんですかね、ちょっとお聞 きします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えします。

先ほど説明したとおり、眠りSCAN見守り支援システム導入をする事業所に補助金を出す次 第でございます。

以上です。

- O議長(若山 征洋君) 13ページ、14ページ。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 一番下なんですけど都市計画費のところの19節で、県景観整備 事業負担金の説明をお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- 〇産業建設課長(赤尾 慎一君) 御説明申し上げます。

この県景観事業費負担金500万円につきましては、県道山内吉富線、吉富町分の1,300メートルについて、景観事業として整備し、その町負担として総事業費が2,000万円の4分の1ということで今回、500万円を計上したものでございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) どのような整備をするんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 現在、県のほうから整備内容について示されているものにつきましては、歩道部の景観舗装、カラー舗装、それから側溝の改良、それから県道の周辺には農地がございますので、公害のないようなフットライとか……。申しわけありません、資料のナンバー2にパース図を添付しております。あとは植栽、ベンチ設置等を計画していることで、県のほうから伺っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今のここの県景観整備事業負担金、この負担率とか何か率があるのかな。その辺を教えてください。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 4分の1でございます。 以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) これは、県がこういうことをやらんですかと、手挙げませんかというふうに言ったんですけど、こっちから要望したんですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 県のほうから、こういう景観事業があるということの話を伺いまして、本町が手を挙げたような次第でございます。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) さっき聞き漏らしたんですが、けやき通りはくらやのとこからずっとですね。どこまでですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 吉富町分の県道についてでございます。
- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 今のところなんですけど。
- ○議長(若山 征洋君) 今のところってどこですか。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 済みません。県景観整備事業負担金に関してですけど、県から呼びかけがあったということなんですけど、県は、そうしたら山内吉富線全体に対してそういったことをする予定なんですか。そういう計画を持っているわけですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** この事業につきましては、吉富町分についてこういう事業があるということの話を伺って、手を挙げた次第で、山内吉富線については本町以外にも路線としてありますが、本町以外のことについては、私たちは、情報としては聞いておりません。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 14ページ、山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 住宅費のところです。この修繕料、これについての説明をお願い します。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) 住宅修繕料200万円計上させていただいております。経年劣 化による修繕が現在、ふえております。中には、流し等の交換、流しと洗面所を交換するだけで、約12万円から13万円かかっております。

そして、幸子団地を退去するときに、幸子団地も築20年たっておりますので、クロスの張りかえ等を全面行っております。これが約15万円から18万円ほどかかるものでございまして、

また最近、幸子団地も1件あきまして、修繕費の残額を見ると、3月までちょっと心配になった ものですから、計上させていただいております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 14ページの委託料のところの別府団地建設工事設計意図伝達業 務委託料のこれどういう内容の事業なんでしょうか。意図伝達っていう言葉、ちょっとよくわか らなかったのでお聞きします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) 別府団地の建設意図伝達業務委託料でございます。今回 200万5,000円計上させていただいておりますが、この業務内容は、設計をいたします関係上、設計士と設計した人以外が監理業務を受託する場合、設計図の中には数字等はあらわして おるんですが、その材料をどういう意図があって使ったとか、そういう目に見えない伝達事項が ございます。これも入札を行うんですが、そうやってほかの業者がとった場合、設計士と監理業務を委託された設計士の間のやりとりということで、町がそういう負担をしなければならないと いうことです。

なお、この積算につきましては、国土交通省の単価を参考に積算しております。 以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) そうすると、そういうことっていうのは、この別府団地だけではなくて、こういった事業の場合、必ずそういったことがなされているんですか。
- **〇議長(若山 征洋君)** 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えします。 山王団地もそういう意図伝達ということで予算を計上させていただいておりました。 以上でございます。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 済みません。ちょっと都市計画費、聞き忘れた。一番上の街路費 の電柱添架料というのがある。これについて説明をお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- ○産業建設課長(赤尾 慎一君) これにつきましては、自治会から要望、または町が防犯灯を設置する場合に、NTT電柱については、その設置に対して添架料が必要になるということが、27年度からNTTのほうから通知がございました。で、27年度については案件がございませんでしたが、今年度は、自治会なり町が設置するようなケースがあった場合に、添架料が必要と

なりますので、予算計上をさせていただいた次第でございます。 以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) これあくまでもNTTの電柱に。今まで普通、大体NTTじゃなくて九電の分に立てる。九電の分はこういうのないんですね。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 九電についてはございません。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) それと、ちょっとまた住宅のほうに戻りますが、今回、文化財の作業員賃金というのが大幅に出てるんですが、これは期間は幾らぐらいのものを見越しているのか。それとあと、ここで補正で出してくるぐらいですから、何か出てきたんかとか、何かそういうのがわかるんなら、これはどっちになるんか。教務課じゃないよね、どっちか、福祉でいいんかね。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

文化財の発掘の件でございますが、当初予算計上させていただいた折には、調査面積が確定してございませんでした。その分が確定して、約1,500平方メートルを調査するということで、かなりの広さを発掘するわけでございまして、積算としましては、約3カ月にかけての予定をしております。

そして、もう現在、発掘しておりまして、さっき言ったとおり面積が拡大したもんですから、 その不足分ということで計上させていただいております。

- 〇議長(若山 征洋君) 15ページ、山本議員。
- 〇議員(2番 山本 定生君) 消防費で消火栓工事費負担金、こちらの分についての説明をお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) 消火栓工事費負担金、85万8,000円です。京築広域圏消防東部分署が年1回、町内の消火栓の点検を実施しております。点検の結果、土砂の堆積や水没している箇所が11カ所、ふたが全くあかない消火栓が1カ所、ふたをつなぐ鎖が外れている箇所が1カ所ありました。今回これらの箇所を修繕を実施したいので、予算を計上するものであります。なお、法の定めによりまして、工事は水道事業管理者が行い、町が工事費を補償するということになっておりますので、水道事業会計への負担金を計上しているものでございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 見開きで1個上の14ページでいいですか。
- 〇議長(若山 征洋君) はい。
- ○議員(7番 是石 利彦君) ありがとうございます。

住宅費のところで、別府団地建設工事8,032万9,000円とあります。この中に県支出金が2,432万円ですか、地方債。これは、どういうものが対象になるんでしょうか。例えば先ほどの説明の中に、植栽とか駐車場とかあると。総額で1戸当たり2,000幾らちゅうあれがありましたんですが、それと関係するんかなと思いますが、これについて説明をお願いします。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 今回補正で計上しています8,032万9,000円の分でございますが、総額で契約をいたしまして、その分、今年度工事出来高といいますか、それが約9%ほど予想されておりますので、これを計上させていただいております。

先ほど申し上げたとおり、建設費、設備、電気、一部外構工事を全部含んでおります。 以上です。(発言する者あり)

- 〇議員(7番 是石 利彦君) 補助率。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** お答えさせていただきます。

本年度にいたしましては、工事内容として基礎部分がどのくらいできるかという工事になるか と思います。

28年度、県に申請する分でございますが、意図伝達業務、そして工事監理委託料、別府団地建設工事、合わせて8,693万9,000円のうち国費が2,432万円ということで、30%残をとりあえず計上をさせていただいております。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 丸谷議員。
- ○議員(9番 丸谷 一秋君) 小学校費で、外壁落下防止対策工事等実施設計業務委託料とあがっていますが、これに内訳を説明ください。
- ○議長(若山 征洋君) 丸谷議員、金額の内訳じゃないね、作業内容の内訳ですか。
- ○議員(9番 丸谷 一秋君) これ、外壁の落下防止対策っていうのはよくわかるんです。それに対しての実施設計業務委託料なんですか。金額としては、ちょっと高いような気がするんです。
- ○教務課長(江河 厚志君) ちょっと詳しく説明をさせてください。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。

○教務課長(江河 厚志君) ちょっと詳しく御説明いたします。

吉富小学校の外壁防止対策、それから屋上等防水更新の工事施工のための実施設計の委託料でございます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 丸谷議員、いいんですか。
- 〇議員(9番 丸谷 一秋君) はい。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 同じくこれで、この分に関しては、国県支出金、補助、そういう ものはないんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(江河 厚志君) お答えをいたします。

最初に申し上げました外壁落下防止対策につきましては、文科省所管の学校施設環境改善交付金の中の防災機能強化事業で、3分の1の補助がございます。裏補助になるんですけど、3分の2につきましては、起債で対応できます。

それから屋上のほうなんですが、屋上につきましては補助がききませんので、今現在、企画財 政課と起債について検討をしております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 横川議員。
- ○議員(5番 横川 清一君) この点についてもう一度お聞きします。

工事内容についてですが、校舎の全面の壁なのか、あるいは南面とか壁面とか北面とか、あるいは屋上の場合は、校舎の全体なのか、そういう規模を教えてください。

- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(江河 厚志君) これからそういうふうな設計に携わっていくんですけれども、基本的には全体。全体をしなければ意味はございませんので、学校全体のクラックとか、上の雨漏りを全面的にやりかえる予定にしております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 要するに、今から現実調査をするちゅうことで、それも含まれとるんですか。それはまた別なんですか。そこんところをお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(江河 厚志君) 含まれております。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。

- ○議員(2番 山本 定生君) 社会教育費、こちらのほうで職員手当費がちょっとふえているんですが、これ先ほどほかのところ、産業でもあったんですが、ちょっとこちらのほうで聞きますが、このちょっと内容について説明お願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) 御説明いたします。

今回、人件費の補正をしております。内容は、扶養手当が16万3,000円ふえております。 3名の職員が、子供を出産しましたので、その分の扶養手当が16万3,000円。

通勤手当につきましては、1人の職員が町外にアパートを借りてたんですが、町内に持ち家を 建てましたので、通勤手当がなくなりまして、1万6,000円減となっております。

住居手当につきましては、39万8,000円の減額です。これについては、先ほど言った町外の職員が町内に家を建てた、もう一つ、町内にアパートを借りていた者が、町内に家を建てたので、その住居手当2名分が減っております。

期末手当が2万7,000円、勤勉手当が1万5,000円ふえていますが、これは扶養手当が ふえたことに伴う増加でございます。

児童手当も28万4,000円ふえておりますが、これも先ほど言った職員3名の子供が産まれた分でございます。

共済組合の負担金も8,000円ふえておりますが、これも扶養手当がふえたことに伴いまして、共済組合納付金がふえたというものでございます。

以上です。

- ○議長(若山 征洋君) ちょっと総務課長聞きたい。職員さんが子供を産んだという意味。総務課長。(「議長が質問しよる」と呼ぶ者あり)
- ○総務課長(守口 英伸君) 今回、みんな男性職員の奥さんが子供を産みまして、扶養に入れて おります。
- O議長(若山 征洋君) そういうことか、わかりました。 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) ちょっと議長に先を越されてしまいました。

人口が結局、吉富町だけで3名、先ほど個々は5人あったちゅう話で、住民課のほうで聞きましたら、今、吉富町全体としてはだんだん出生率が減って、ことし27年については56人。財政計画上では200人ふやさないのに足りない中で、職員は一生懸命頑張ってくれて、ほんとにすごいなと思います。これからもよろしく、皆さんに言って、どんどん子供を産んでもらってください。

保健体育費、これの体育施設費の修繕料、ここについての説明をお願いします。

- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- ○教務課長(江河 厚志君) 御説明をいたします。

体育館の水銀灯のランプの交換のための修繕であります。

体育館の照明につきましては、全20灯あるうちの2灯のランプが現在切れており、施設使用に支障がございますので交換する必要があります。しかし、当該個所につきましては、昇降装置の故障によりまして、照明が降下しないために、足場を設置しまして昇降装置を修繕するものであります。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) そうですね。体育館の上の交換ちゃ、かなり大がかりになる思うんです。あれどうなんですか、最近はよくいろんなところでLEDとかに変わってきてますが、この体育館とかやっぱり今までどおりの水銀灯というか、ああいう形で進めるんでしょうか、ちょっとお聞きします。
- 〇議長(若山 征洋君) 教務課長。
- **〇教務課長(江河 厚志君)** 今のところLEDはしておりません。将来は、LED化にしたいというふうに思っております。

以上です。

- ○議長(若山 征洋君) ほかに、歳入歳出全般について御質疑はありませんか。
  次に、16ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書。岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) ここで言っていいもんかどうかわからなかったんですけども、先ほどの件の続きなんですけど、別府住宅の件です。

ちょっと私が聞き漏らしているかもしれないんですけれども、国が基準としている1 戸当たりの額が1, 4 4 0 万円というふうに言われましたね。この額というのは、例えば平屋であるとか、鉄筋であるとかいろんな状況があるんだけれども、今回の別府住宅のような場合の一つの基準として1, 4 4 0 万円なんでしょうか。それとも、もう公営住宅はこの値段だっていう感じなんでしょうか。それをお聞きしたいです。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えさせていただきます。

先ほど申した1,440万円、1戸当たりの金額でございますが、これ公営住宅の鉄筋コンク リートSRCです。この分の中層を建てた場合はおおむね国としてはこのぐらいの面倒を見ます よという、そういう数字でございまして、木造とはまた若干違います。木造の平屋とかになれば、 若干低目で数字が出ておるみたいです。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) そうすると、今計算したら、今回は2,500万円ということで、 2倍までは行きませんけど、1.73倍ぐらいの高さになっているんです。ちょっと私は専門家 じゃないので、イメージが湧かないんですけども、坪単価は幾らになるんでしょうか、今度の 2,500万円の場合は。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

1戸当たりどのくらいになるかという計算でございますが、建物だけじゃなくて、全てを含んだ分でございます。また、1戸当たりの建物が幾らになるかちゅうのは、入札後、そういう金額はあらかじめ出ると思うんですが、何分設計が全体で設計をしております。建家だけの設計とかそういうのじゃなくて、建家、設備、電気工事、外構、駐車場を含んだ一体としての数字になっておりますので、そこのまた割り振りはなかなか難しい面がございます。

普通の民間の家だったら、家は家、外構は外構、中には電気工事は電気工事とこう分けられて 契約している方がおると思うんですが、今回、設計段階においては、そういうようなトータル的 な、先ほど申した9億円程度という数字を今のところいただいております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) そうすると、1戸当たりの今言われたいろんなものを除いて、家 そのものが幾らかかり、そしてなおかつそれが坪単価幾らかということは、今現在では出せない ということなんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** そのとおりでございまして、建物自体が平米幾らかちゅうのは、 今のところは出ません。

以上です。

- ○議長(若山 征洋君) 岸本議員、3回言ったきね。是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 頭悪いもんやから、もう一回聞きますね。

今、言った1,440万円という基本的な金額がありますが、それに対して国の補助は何%なんですか。それが45%なんですか。それはわかるでしょ、お示しください。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 基本的な1,440万円に対して、45%は出る見込みでございます。出る見込みというより、出していただきます。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) ですから、それ以上のものは出ないということですね。それでいいんですね。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** そのとおりでございまして、上限額が1,440万円となっておりますので、それ以外は出ないということでございます。 以上です。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 確認できました。
- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) 今、建設費が云々という話になっていますが、これはまた委員会のほうでもやっていきます。

先ほど債務負担行為のときに説明いただいた16ページの分ですが、この国県支出金の後に地 方債というものが載っていますね。地方債をこれで5億5,000万円という形で組んでいくこ とになっているんですが、これ第二次財政計画上はどうなんでしょうか。これは、たしか平成 27年以降は入っていないというような説明を前回受けたような気がしたんですが、こちらにつ いては大丈夫なんでしょうかというのが1点。

もう一つは、もともとの山王住宅に始まったこの団地の建設事業です。これはたしか当時、吉 富町長寿命化計画という名のもとで始まったんだと思うんです。その中では、改修の見込み、必 要があるようなことを書いてたんですが、建てかえという形ではなかった。この長寿命化計画上 でいくとどうなんでしょう。この8億円、9億円、10億円というものは、その当時の長寿命化 計画上でもあったんでしょうか。ちょっとその辺をお聞きします。

- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- **〇企画財政課長(奥田 健一君)** 最初のほうの質問についてお答えいたします。

昨年度策定いたしました第二次吉富町財政計画の中期計画です。この中に、既に今回のこの別 府住宅の建設事業費については、概算ではございますが、金額を参入した上で計画を出したもの でございますので、その中に含まれておるということでございます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) 先ほど是石議員への答弁の中で、私が1,440万円の45% と申しましたが、それ以外に、特別規模増工事費ということで、1,440万円に対しての特別 の加算が730万円ほどありまして、これに対しても45%はいただけるものとなっております。 以上です。

そして、もう一言です。長寿命化計画の中お話でございますが、耐用年数過ぎた住宅は建てかえが必要ということで明記されていると思います。耐用年数を過ぎた住宅は、山王住宅、別府住宅、高浜住宅、平原住宅となっておりまして、あとの幸子団地と間尾住宅は長寿命化、修理を続けながら維持をしていきますという、そういう記述になったと私は記憶しております。 以上です。

- ○議長(若山 征洋君) 次に、16ページ、債務負担行為支出予定額等に関する調書から。次に、17ページ、地方債の現在高見込みに関する調書。次に、給与費明細書18ページ、19ページまで。以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) さっきの債務負担のところで聞いてもよかったんですけど、今回のこの別府住宅を建設するに当たって、町債など地方債借りるわけですが、今の大体状況下、今金利安いんですけど、金利ベースでいくと大体どれぐらいを見越しているんですか。それわかりますか。
- 〇議長(若山 征洋君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(奥田 健一君) お答えいたします。

確かにおっしゃるように今、低金利ということでございまして、この27年度の事業関係で借りた起債の利率なんですが、大体、期間もあるんですが、0.2%程度ぐらいの金額、低率になってございます。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 同じところっていうか、債務負担行為に関するところですけど、 住宅の補助対象となるのが1,440万円と特別な場合というか730万円。つまり、この合わ せた額が補助対象となるということなんでしょうか。それとも、その730万円というのは特別 の条件があってなると。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(上西 裕君)** 私が後で言った特別規模増工事、この分でございますが、住宅にはストックルームということで、各階に約1坪弱の倉庫というのを備えております。その分でございます。

そして、補助金の中にまだ今、先ほど申したとおり、ヒアリング等で交渉事項になるんですが、 今回、促進事業ということで、別府住宅全体のそういう環境整備に伴う補助金等もありますから、 1円でも多くの補助金をいただいていこうと思って今、担当者が苦労しているところでございま す。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) ちょっと質問で、今730万円という金額は、規模増加算金というのは、それはストックルームだとおっしゃいましたね。ですから、各部屋に1つずつ倉庫がつくよと。それが730万円と。それの45%が補助としてつくんだということなんでしょうか。それとも、全体で730万円つく、それが45%なのかとか、それ730万円という、それと45%の関係をおっしゃってください。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- 〇健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

730万円の根拠ですが、35戸分のストックルームでございまして、それの45%でございます。国が示す基本額が、35戸分で730万円と。そういう数字になっておりますので、それの45%がいただけるものと考えております。

以上です。

○議長(若山 征洋君) いいですか。ほかにもうありませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) では、ただいま議題となっております議案第50号は、それぞれの所管 委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第50号平成28年度吉富町一般会計補正予算(第4号)については、お手元に配付の付託明細によりそれぞれの所管委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。再開は14時50分からです。

午後 2 時41分休憩

### 午後2時49分再開

**〇議長(若山 征洋君)** それでは、休憩前に引き続き再開いたします。皆さん、全員そろっておりますので再開とします。

## 日程第16. 議案第51号 平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) について

〇議長(若山 征洋君) 日程第16、議案第51号平成28年度吉富町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)についてを議題といたします。

これから、ページを追って質疑に入ります。

補正予算書1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。

次に、4ページ。事項別明細書、総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。

次に歳入、6ページ。

次に歳出、7ページ。山本議員。

- ○議員(2番 山本 定生君) 歳出7ページで、保険給付費で療養諸費と高額療養費に、どちらも合わせる形になるんですが、一般被保険者療養給付金、これは合わせると約3,000万円増額になっていますが、ちょっとこの説明をお願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(上西 裕君) お答えします。

一般被保険者療養給付費でございますが、月に4,000万円から5,000万円の療養給付費が出ております。昨年の同時期に比べると、約1.1倍ということでございまして、今回の補正が必要となっております。

また、一般被保険者の高額療養費でございますが、これも月によって違うんですが、少ない月で500万円、多い月で900万円ということで、これも前年対比をすると、約1.3倍の伸びになっておりますので、今回、補正をさせていただいた次第でございます。

以上でございます。

○議長(若山 征洋君) 次に、歳出7ページ。

歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 **征洋君**) 以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(若山 **征洋君**) 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第51号平成28年度吉富町国民 健康保険特別会計補正予算(第2号)については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

# 日程第17. 議案第52号 平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) について

○議長(若山 征洋君) 日程第17、議案第52号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計 補正予算(第2号)についてを議題といたします。 これから、ページを追って、質疑に入ります。

補正予算書、1ページ。歳入、2ページ。歳出、3ページ。

次に4ページ、事項別明細書総括、歳入。5ページ、同じく総括、歳出。

次に、歳入、6ページ。

次に、歳出、7ページ。

歳入歳出全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 次に給与費明細書8ページ、9ページ。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。是石議員。

- ○議員(7番 是石 利彦君) 歳入、6ページですね。地方消費税還付金384万9,000円ですかね。これについてちょっと説明をお願いいたします。
- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** 前年度の消費税が確定いたしました金額が314万9,900円。 それと、半年前に中間納付をしておりまして、その分が69万9,400円、この合計といたしまして384万9,000円を増額、歳入に計上させていただきました。

以上でございます。

○議長(若山 征洋君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第52号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第52号平成28年度吉富町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

## 日程第18. 議案第53号 平成28年度吉富町水道事業会計補正予算(第2号)について

〇議長(若山 征洋君) 日程第18、議案第53号平成28年度吉富町水道事業会計補正予算 (第2号) についてを議題といたします。

これから、ページを追って、質疑に入ります。

補正予算1ページ。補正予算実施計画2ページ。予定貸借対照表3ページ、4ページ。

次に、5ページ、補正予算明細書。

次に、6ページ。山本議員。

○議員(2番 山本 定生君) 2点ほど、説明をお願いします。

1点は、消火栓修繕費というのは、先ほど一般会計補正のときにお聞きした、町から入ってきて、町に頼まれた部分をするということでよかったのかが、1点。

もう一個、先日、災害時用のウオーターバッグの話を説明されました。これについてちょっと 1点、確認したいんですが、貯水タンクのところにこれを保管するということは、これをもらう 人は、あそこまで来て、かるって帰るという前提でよろしかったんでしょうか。ちょっとお聞き します。

- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。
- **〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** まず1点目の消火栓につきましては、議員がおっしゃるとおりでございます。

2点のウオーターバッグにつきましては、災害時につきましては、どういったことが実際想定 されるかわかりませんので、水のあるところにウオーターバッグも一緒に保管して、すぐに対応 ができるような体制をとるために、配水池に保管をするということでございます。

以上でございます。

〇議長(若山 征洋君) 次に6ページ、給与費明細書。

以上、補正予算書全般について、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(若山 征洋君)** 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第53号は、福祉産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第53号平成28年度吉富町水道 事業会計補正予算(第2号)については、福祉産業建設委員会に付託いたします。

## 日程第19. 議案第54号 教育長の任命について

○議長(若山 征洋君) 日程第19、議案第54号教育長の任命についてを議題といたします。 園田教育長、退席をお願いします。

〔教育長 園田 陽一君 退場〕

- 〇議長(若山 **征洋君**) 担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) 御説明いたします。

議案書27ページをお願いいたします。

教育長の任命について。吉富町教育長に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、豊前市大字沓川534番地5、氏名、園田陽一。昭和22年10月25日生まれ。 任期、平成28年10月5日から平成31年10月4日。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長は、議会の同意を得て町長が直接任命することになりました。

改正法の経過措置で、旧教育長として在職しておりました園田陽一氏の任期が、平成28年 10月4日に満了するため、改正法の新「教育長」として引き続き任命したいので、議会の同意 を求めるものでございます。

園田氏は、小学校の校長を退職後、平成20年4月から、平成23年5月12日までの3年一月、吉富町の指導主事を務め、その後、同年、平成23年5月12日に吉富町教育委員会委員となり、翌日13日に教育長に就任しました。

平成24年9月30日に、1期目の任期満了により退職。同年10月5日に2期目の就任をし、 通算5年五月在職をしております。

在職中は、学校教育部門では、学力向上プランの作成、学力向上推進事業「寺子屋よしとみ」の実施、学習支援員の配置、子ども発達支援専門員の配置、学習支援補助員の配置など、確かな学力、揺るぎない規範意識の育成を積極的に進めてまいりました。また、現在、コミュニティ・スクールの平成29年導入を目指し、導入検討委員会を立ち上げ協議を進めております。

社会教育部門では、昭和51年に福岡県が作製した包蔵地図を平成26年度からの2年間事業で更新し、それにあわせて専門員である埋蔵文化財発掘調査員を町で初めて配置するなど、積極的に文化財行政に取り組んでおります。

このように学校現場、指導主事、教育委員、教育長と、その豊かな知識と経験によるこれまでの実績を踏まえ、新「教育長」につく人材として最適任者であると思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いをいたします。以上です。

○議長(若山 征洋君) 担当課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して質疑はありませんか。是石議員。

○議員(7番 是石 利彦君) 新しい教育委員会の条例が、法律が施行されまして、それによって、この人事が行われると聞いております。

条例は変わるんでしょうけれども、何というんですか、規則ちゅうんですか、附随する規則というようなものは、変える必要はあるんでしょうか。ないんでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) 今回の教育長の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営 に関する法律の一部改正に伴うものでございまして、条例規則は関係ございません。

以上です。(「規則も変わらんね」と呼ぶ者あり)

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) まず、根本的なところで、今回の人事案件について、町長から 我々のほうに説明がございませんので、今、ここでちょっとお聞きします。

教育長の同意案に対しまして質問します。一般論として、教育委員は、人格が高潔で豊満な識見を有するとともに、教育に熱意と深い理解を持ち、政治的には中立中庸な方が好ましいとされております。

このたび、教育長と教育委員長を一本化した新「教育長」へと移行されますが、この新「教育 長」の選任に当たって、実績やどんな点に留意や評価をされて、町長は人選を行ったのでしょう か。1点だけお聞きします。

- 〇議長(若山 征洋君) 町長。
- ○町長(今冨壽一郎君) 今回、吉富町で新しい法律に基づいた教育長の任命をいたすわけですが、 今、議員が述べられたとおり、それぞれの知識、あるいは見識、そして何よりも私は重要なもの は、この吉富町の教育行政にとって、一番深い理解を持っている方だというふうに思っておりま す。

また、教育行政に関して、情熱も我々の想像以上に秘めた情熱を持っておりますので、園田教育長をおいてほかにはないというふうに考えて、人事案件を提案させていただきました。 以上です。

- 〇議長(若山 **征洋君**) ほかに何か質疑。是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) ちょっとお尋ねしますが、この新しい法律──前の法律では、教育長というものは、教育委員会の委員でありまして、教育委員会の互選によって教育委員会が任命するというふうに解釈していいんだろうと思うんですが、今回の新しい場合、法律は、教育長は委員会のその構成メンバーではあるけれども、委員ではないと、ちゅうか、要するに教育委員会は、今までは5名の中でお互いの互選により教育長が決められておりましたね。

ですから、今回の場合は、構成委員であるけれども、教育委員のとはちょっと隔絶ちゅうか、 そういうものだと物のほうに書いてありましたですが。ですから教育委員会は、2名~5名、それ以上でもいいというふうにありますが、その場合、今回の、それで私は規則は変える必要はないのかちゅうそういう質問をしたんですが、4名のままで教育委員会は動くんでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) お答えいたします。

今回の教育長は特別職で、新「教育長」は特別職ということで、今の教育委員会5名から1名減りまして、4名で教育委員会を運営していくと。教育委員会委員を運営していくということに

なっております。これは、もう法律で定められたものでございますので、規則の改正は必要ございません。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 文科省のホームページを見ますと、特に5名にする、せにゃならんというようなことはないんだと。何が言いたいかというと、今まで5名で会議されていたんですから、新しいメンバーを委員会を5名にして、別の新「教育長」と新しい委員会の組織で教育行政を進めてはどうかと。それは考えんでいいんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) 今まで5名で教育委員会の委員を運営していたんですが、今後は、 4名で大丈夫だというふうに思っております。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。もう。
- ○議員(7番 是石 利彦君) ですから、教育委員会は5名と決まっているでしょう。それを 4名にするというふうなことを切りかえんでいいんですか。(「いや、決まっては」と呼ぶ者あり)
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) 先ほど申し上げましたように、4名体制で十分いけるというふうに 思っております。

以上です。

〇議長(若山 征洋君) ほかに御質疑は。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(若山 **征洋君**) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第54号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員会付託を省略する ことに決しました。 (「議長」と呼ぶ者あり)
- ○議員(7番 是石 利彦君) 休憩動議を出します。(「賛成」と呼ぶ者あり)
- ○議長(若山 征洋君) 誰が賛成。(「賛成」と呼ぶ者あり)休憩動議が出まして……。 ただいま是石議員から、しばらく休憩することの動議が出されました。1人以上の賛成者がありますので、成立しました。

休憩の動議を議題として採決します。この採決は、起立によって行います。この動議のとおり 決定することに賛成の方は起立を願います。

### 〔賛成者起立〕

○議長(若山 征洋君) 賛成5名、多数であります。したがいまして、この動議は可決されました。

しばらく休憩いたします。15時30分まで休憩いたします。

午後3時10分休憩
〔全員協議会〕

## 午後3時30分再開

**〇議長(若山 征洋君)** 休憩前に引き続き、再開をいたしますが、総務課長より発言を求められておりますので、許可します。

総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) 先ほど、是石議員の答弁の中で、私が、教育長は、教育委員会とは 別というような答弁をいたしましたが、法律を休憩中に確認いたしましたら、ちょっと読ませて いただきます。

3条で、組織を規定しております。「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。 ただし、条例で定めるところにより、都道府県、もしくは市の教育委員会にあっては、教育長及び5人以上の委員、町村の教育委員会にあっては、教育長及び2人以上の委員をもって組織することができる」というふうに規定をされておりまして、教育長の立場というものは、「教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する」というふうになっております。

したがいまして、もう法律で教育長――市町村の場合は、教育委員会は、教育長及び4名の委員をもって組織する。ただし、条例の定めるところによって減すことはできるということになっております。

もう一つ、教育長は、教育委員の代表ということになっております。今までの教育委員会委員 長がなくなって、教育長が代表というようになっているようでございます。訂正をいたします。 以上です。

- O議長(若山 征洋君) 再開いたしましたが、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。
- 〇議員(2番 山本 定生君) 教育長の同意に対する反対を討論いたします。

過去4年間における教育現場で諸問題が多々発生した。4年前の委員任命の際に約束した政治

との中立性、独自性が発揮できたとは思えず、今回の新教育長体制では、今まで以上に問題が生 じないのかと納得ができないことから、不同意といたします。

〇議長(若山 征洋君) ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(若山 征洋君) 反対討論はありませんか。岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 戦前教育は、政府の戦争政策に利用され、たくさんの軍国少年、 軍国少女を生み出してきました。戦後は、その反省と教訓をもとに、教育の独立性を重視し、これを守るために幾つかの制度を生み出してきました。教育長を教育委員会で決定するというこれまでのやり方は、その一つだと理解しております。

ところが、法改正によって、町長に教育長の任命権が与えられました。これでは、教育の独立性が守られるのか、大きな疑問が生じます。今回は、法改正後の最初の議案であり、さらなる法の改正を求めて反対いたします。

- ○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。梅津議員。
- ○議員(4番 梅津 義信君) 現教育長のこの間の手腕、寺子屋を評価しております。また、今 やろうとしている、取り組んでいるコミュニティ・スクールづくりは、道半ばです。

また、現教育長とは、PTAの夜回り行動等を通して、PTA目線でともに危険箇所はないか、 チェック活動なども行ってまいりました。その教育長の後ろ姿は、まことに信頼するに値する姿 でございました。

そして、大きな落ち度もない、考え方はあれでしょうけれども、現教育長の再任を認めないということは、新聞にも今度の議会において教育長の再任を問うというのが出た中で、同意を与えないということは、本町の教育行政に対して、町民に対し大きな不安を与える要因になるのではないかと考え、私は強く再任に同意いたします。

- 〇議長(若山 征洋君) 反対討論はありませんか。是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) ちょっと長いんですが、議案第54号教育長任命の同意を求める ことについて、反対討論をいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律、改正法は、教育委員会委員の任命と同時に、新教育長の任命に関しても、町議会の同意を求めなければならないというものです。

前教育長は、教育委員会委員の一人であり、教育行政の執行機関であるその教育委員会が任命するものでありました。新教育長は、改正前の委員会の総務を主宰する教育委員長と、同時に委

員会の権限に属する全ての事務をつかさどることと、事務局の統括、指揮監督するという重責を あわせて担うものであります。教育委員会の構成員ではあるが、教育委員ではないと考えており ます。任期も3年間であり、町議会議員の任期中に同意という形の審査を経ることになります。

改正の目的の一つに、地方教育行政における責任体制の明確化があります。そこで、この方は、 再任でありますので、来し方4年の言動と教育行政の成果、結果を審査できます。

同意を求められた吉富町議会としては、吉富町教育行政を執行するに当たり、数々の議論をしてきた経過と結果、成果を考慮したとき、1つ、教育委員会への正確な情報提供の小出し、不備があった。2、教育行政の公平性、議会への答弁態度に問題がある。3、具体的例を一つ、小学校グラウンド芝生化の折、議会と職員の議案研究を妨害したこと。4、吉富町内小中学校児童生徒の問題行動の把握と教育委員会への報告に食い違いがあった。町長の無責任唐突な提案に担当現場に無用の混乱を招いている。

以上のことを熟慮すれば、同じ人物を吉富町教育委員会新「教育長」に任命することに同意はできないとの結論に至りました。議員各位の賛同を求めます。

以上です。

- ○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。太田議員。
- ○議員(3番 太田 文則君) 教育長は、任期中に「寺子屋よしとみ」開設、学力向上プランの 実施、学習支援員の配置など、教育に関してまじめに真剣に取り組んできたと思っております。 まだまだ道半ばであり、教育の引き出しをいっぱい出していただき、吉富町の教育の発展、子供 たちの学力向上に全力で頑張っていただくことを期待して、同意の賛成討論といたします。
- ○議長(若山 征洋君) 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。

御異議がありますので、起立により採決をいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(若山 征洋君) 賛成の諸君の起立は5名です。よって、起立多数であります。着席して 結構です。よって、議案第57号教育長の任命についての同意を求める案件は、同意することに 決定いたしました。

園田教育長の入場を許可します。

## 〔教育長 園田 陽一君 入場〕

- ○議長(若山 征洋君) ただいま教育長の任命について同意することに決定しました。園田新教 育長に一言御挨拶をお願いします。教育長。
- ○教育長(園田 陽一君) ただいま教育長として御承認をいただきました園田でございます。一 言御挨拶を申し上げたいと思います。

議員の皆様方におきましては、常日ごろから吉富町の教育行政につきまして、温かい御指導、 御支援をいただきまして、まことにありがとうございます。

現在は、社会や経済のグローバル化が進みまして、より複雑で変化の激しい時代になっていく中において、家庭や地域の教育力が低下し、個人の明確な目標意識を持って意欲的に取り組むことが少なくなっております。

また、子供の教育に関しては、学ぶ意欲の低下や体力の低下、問題行動の多発など、さまざまな課題が顕著になってきております。

そこで、学校教育の分野におきましては、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体、この知・ 徳・体のバランスのとれた生きる力を育むために、学校・家庭・地域が連携した取り組みを実施 して、地域とともにある学校づくりを進めてまいりたいと思っております。

また、社会教育の分野におきましては、住民の皆様が生涯を通して学び続ける、そしてその学びを地域の中で生かしていけるような体制づくりを進めるために、行政各種団体、学校・地域が連携協力して家庭教育や学校教育、社会教育など、住民の皆様の学びを支援してまいりたいと思っております。

最後に、今日の情勢や課題を踏まえて作成いたしました吉富町教育大綱を推進し、吉富町総合計画に示されております「誇りと絆を育む緑豊かな住みよいまち☆小さなまちにあふれる輝き ☆」の実現に向けまして、関係部局や関係機関団体との連携を図りながら、教育行政の推進に取り組んでいきたいと思っております。

今後とも、皆様方の御指導、御鞭撻をよろしくお願いいたしまして、私の挨拶にかえさせてい ただきます。どうかよろしくお願いいたします。(拍手)

## 日程第20. 議案第55号 教育委員会委員の任命について

○議長(若山 征洋君) 日程第20、議案第55号教育委員会委員の任命についてを議題といた します。

担当課長に内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(守口 英伸君) 御説明いたします。

議案書28ページをお願いいたします。

教育委員会委員の任命について。吉富町教育委員会委員に次の者を任命したいので、同意を求める。

住所、中津市2207番地、氏名、寺岡好信。昭和23年7月4日生まれ。

任期、平成28年9月19日から平成31年9月30日まで。

住所、吉富町大字鈴熊124番地8、氏名、戸成敦子。昭和47年3月30日生まれ。

任期、平成28年10月5日から平成32年9月30日まで。

平成28年9月18日をもって任期が満了する寺岡好信氏を再度任命するとともに、平成28年10月4日をもって任期が満了する林あつ子氏の後任として、戸成敦子氏を任命したいので、法の定めるところにより議会の同意を求めるものであります。

寺岡好信氏は、現在1期目で、行政職員として幅広い分野での経験や豊富な知識、また退職後の民間企業で培った能力、経験のもと、目まぐるしく変化する教育環境にも適切に対応され、本町の教育行政に御尽力いただいており、教育委員会委員として最適な方だと思っております。

戸成敦子氏は、音楽大学を卒業後、ピアノ教室でピアノを教えています。最近では、音楽を通 しての健康ということで、本町や田川市で開催されている音楽と健康づくり講座の講師を務めて います。また、平成25年7月から、吉富町環境審議会委員に就任しています。

このように、教育、文化はもちろんのこと、行政についても深い識見を有しております。家庭においては、中学生と小学生のお子さんをお持ちで、学校行事等にも積極的に参加され、本町の学校教育の現状についても十分理解しており、教育委員会の保護者委員として最適な方であると思っております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長(若山 **征洋君**) 担当課長の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第55号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員会付託を省略する ことに決しました。

お諮りいたします。ただいま担当課長から説明がありましたが、本議案は、1議案で2名の教育委員会委員の同意を求めるものです。

質疑、討論、採決は、分離採決により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(若山 征洋君)** また、採決の方法は起立により行いたいと思いますが、これに御異議あ

りませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。それでは、質疑、討論、採決は分離採決にて行い、また、採決の方法は起立にて行うことに決しました。

それでは、まず寺岡好信氏について、これから質疑、討論に入ります。

寺岡好信氏に対して、御質疑はありませんか。山本議員。

- ○議員(2番 山本 定生君) 先ほど、総務課長の説明がありました。それに附随といいますか、 まだ町長のほうから一言あるならば、お願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 町長。
- ○町長(今富壽一郎君) 教育委員といたしまして、寺岡好信氏を提案をいたしておりますが、も う寺岡氏につきましては、皆様方のお人柄、あるいは人となりをおわかりかと思いますが、長い 行政経験、そして教育に対する深い御理解をいただいておりますので、本町の教育委員として、 すばらしい人材だというふうに思っております。どうかよろしくお願いをいたします。
- ○議長(若山 征洋君) ほかに質疑はありませんか。是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 先ほどの議論の中に、新しい委員会というものは、どういうお役目、前の何というんですか、法律と、今回の新しい委員会との何か違いがありますか。
- 〇議長(若山 征洋君) 総務課長。
- ○総務課長(守口 英伸君) お答えいたします。

教育委員会は、今までと同じ職務を担うと思いますが、今後は、町の町長とも深く連携をとりながら、よりよい教育行政を進めていく組織だというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 町長部局と連携をとりながらという、今、お話がございましたが、 今までも同じなんでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 教育長。
- ○教育長(園田 陽一君) 国の方針によりまして、それぞれ教育大綱というものをつくるようになっております。それにつきましては、町長は、主幹といいましょうか、長になりまして、教育委員とあわせて一緒にそのようにつくるようになっております。そういった点で、町部局との連携がより深まると、そういうふうに考えていただければ結構だと思います。

以上でございます。

- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 教育部局の独立性というものは、担保されるんでしょうか。引き

続き。

- 〇議長(若山 征洋君) 教育長。
- ○教育長(園田 陽一君) もちろん、これは、もうずっと前から言っていますが、教育委員会としての教育にかかわるものは、あくまでも中立であるという、そういう点におきましては変わりはありません。

以上でございます。

○議長(若山 征洋君) 次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。賛成討論。(「賛成」と呼ぶ者あり)是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 御心配なく。賛成討論をいたします。

新「教育長」が、教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点、会議の透明化を図っていただけるものと期待し、この寺岡好信氏を新しい教育委員会の委員に再任することの同意に賛成いたします。

○議長(若山 征洋君) では、次に、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 賛成討論もありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(若山 **征洋君**) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから寺岡好信氏について採決いたします。寺岡好信氏に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(若山 征洋君) 起立全員であります。よって、寺岡好信氏について同意することに決しました。

続きまして、戸成敦子氏について、これから質疑、討論に入ります。

戸成敦子氏に対して、御質疑はありませんか。山本議員。

- ○議員(2番 山本 定生君) この戸成さんという方は、新規の方です。こちらについても、町長のほうから補足なり、今回選任した理由で何かありましたら、一言お願いします。
- 〇議長(若山 征洋君) 町長。
- **〇町長(今冨壽一郎君)** 今回、提案をさせていただいております戸成敦子さんにつきましては、 以前からの顔見知りでありまして、小学校あるいは中学校等でお会いすることが多々ある中で、

いろいろとお話をしたことがあります。

今回、保護者の中からの教育委員として、どなたかをということで考える中で、戸成氏が真っ 先に適任者ではなかろうかなというふうに思っておりました。

聞くところによりますと、先ほど総務課長が御説明いたしたとおり、子供たちとかかわる仕事をされながら、情操教育、あるいは文化・芸能の面で活躍をされているということでありますし、また、小学校、中学校での保護者としての学校とのかかわりも、学校長等から御意見をいただいた中で、学校長もこの方であればということがありましたので、自信を持って皆様に御提案をした次第であります。どうかよろしくお願いをいたします。

○議長(若山 征洋君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 賛成討論をいたします。

現在、教育委員会委員に求められることは、単に一般的な見識――識見があるということだけではなく、教育に対する深い関心や熱意が求められております。

この方、今、説明の中に、教育に関する高度な知見を有することが確かめられましたし、教育 委員会の委員たるふさわしい幅広い人材と思われます。非常に合致していると期待できますので、 任命の同意に賛成をいたします。

○議長(若山 征洋君) 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。梅津議員。
- ○議員(4番 梅津 義信君) ただいま同僚議員が、町長の説明に信任し、同意を支持、賛成した討論と同じ趣旨において、私は賛成討論いたします。
- ○議長(若山 征洋君) では、反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから戸成敦子氏について採決いたします。戸成敦子氏に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(若山 征洋君) 起立全員であります。よって、戸成敦子氏について同意することに決しました。

## 日程第21. 議案第56号 豊前市外二町清掃施設組合規約の変更について

○議長(若山 征洋君) 日程第21、議案第56号豊前市外二町清掃施設組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。住民課長。

**○住民課長(瀬口 浩君)** 議案第56号豊前市外二町清掃施設組合規約の変更につきまして、 説明をさせていただきます。

議案書30ページをお願いいたします。

豊前市外二町清掃施設組合規約では、第4条で事務所の位置を定めております。現規約では、 組合の事務所の位置につきましては、従前の事務所の位置であり、現在の事務所の位置に変更で きておりません。

今回、事務所の位置を変更することに伴いまして、規約を変更する必要が生じたため、地方自治法第290条の規定により、構成町であります本町議会の議決を求めるものであります。

それでは、新旧対照表で説明させていただきます。

資料ナンバー1、11ページの新旧対照をごらんください。

下線部分が今回の改正部分でございます。第4条中「豊前市大字吉木955番地(豊前市役所内)」を「豊前市大字八屋322番地45」に改めるものです。

次に、附則です。附則につきましては、議案書の30ページをお願いいたします。

附則、この規約は、平成28年11月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(若山 征洋君) これから質疑を行います。本案に対して、御質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は委員会付託を省略する ことに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第56号豊前市外二町清掃施設組 合規約の変更については原案のとおり可決されました。

## 日程第22. 議案第57号 町道路線の認定について

- ○議長(若山 征洋君) 日程第22、議案第57号町道路線の認定についてを議題といたします。 担当課長の説明を求めます。産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 議案第57号町道路線の認定について御説明申し上げます。 議案の31ページを御参照ください。

道路法第8条第1項の規定に基づき、次の路線を町道として認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

お手元の資料、ナンバー3を御参照ください。赤く示しております路線番号345号、起点が吉富町大字別府212番1地先から、終点の吉富町大字別府210番地先までの道路でございます。

この道路につきましては、宅地造成に伴い、町が寄附を受ける路線について、今回認定を行うものであります。よろしく御審議、御議決方、お願いいたします。

以上です。

O議長(若山 征洋君) 説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して、御質疑はありませんか。横川議員。

- ○議員(5番 横川 清一君) この宅地造成にかかわる町道認定でございますが、これは、農地 転用の許可を終わり、いよいよ工事にかかるという中での計画の中での町道認定という解釈でよ ろしいんですか。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 農地転用につきましては、今月の農地転用に諮る予定でございます。

以上です。

○議長(若山 征洋君) ほかにありませんか。是石議員。

- ○議員(7番 是石 利彦君) これは、道路幅6メーターとあります。これにくっついた、例えば、地先にくっついた道路がありますね。どういうふうに示したらいいんですかね。その道路幅と、もう反対側、最後のわかば保育所から来たあの広い道、このそれぞれの道路幅は、幾つでしょうか。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 今、議員が言われた路線については、正確な道路幅員については、データを持ってはおりませんが、町道については4メーター以上、あるいは5メーター以上の幅員はございます。
- 〇議員(7番 是石 利彦君) 何メーター。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 4メーター以上、あるいはわかば保育所の前の楡生佐井川線については、5メーター以上の道路幅員がございます。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) 是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 赤い部分の寄附採納とお聞きしたんですが、将来的に地区の狭隘 道路というんですか、それを今、町長の肝いりで皆さんにお示しして、5メーターとか、6メー ターとかというようなことをお勧めしております。

ぜひとも、ここが4メーターと聞きました。せっかくですので、いずれここもそうなったときのために、道路幅を5メーターなりに考えたようなセットバックというんですか、セットバックと言ったら正しくないんかな。5メーターにするような寄附をあわせてもらうちゅうようなことは可能なんでしょうか。

- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 今、言われたのは、今回、道路認定する道路に接道した道路に ついてのことをおっしゃっているということで、よろしいでしょうか。
- ○議員(7番 是石 利彦君) そうそう。両側の道が狭いということですので。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** それにつきましては、今、現在、集落内の道路について、拡幅 改良、狭隘道路として進めております。そのほとんどが自治会から要望された道路と要望道路で ございます。

この路線については、まだ関係の自治会からの要望が出されておりませんが、要望が出されれば、他地区、町内の自治会とのバランスを考えながら、検討はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

〇議長(若山 征洋君) 是石議員。

- ○議員(7番 是石 利彦君) ちょっと誤解があって申しわけない。今の寄附採納していただく 方から、今、言ったわかば保育所につながる道路の方から、地区内に入っていく道ですね。ある いは、今、4メーターと聞きましたので、将来性を考えて、せっかくだからこっちももう少し寄 附採納をしてもらえるとちゅうなことは、働きかけてはいないちゅうことですね。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 当然、4メーター未満の道路であれば、そういった相談は、従前からさせていただいております。

この件につきましても、最終的には、建築確認等が出た際には、同様な相談はさせていただき たいというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(若山 征洋君) 山本議員。
- ○議員(2番 山本 定生君) ちょっとこの件で、1点、確認したいんですが、これは、一応宅地造成に伴って寄附を受けるということで、町道認定をする。これは、もちろん相手方が、この道路をつくった上で、完成品を──道路は完成品ちゅうんかな。舗装後のものを受けて、それ以降は、吉富町で管理という形でよかったんかな。その1点を確認します。
- 〇議長(若山 征洋君) 産業建設課長。
- **○産業建設課長(赤尾 慎一君)** 議員のおっしゃるとおりでございます。 以上です。
- 〇議長(若山 征洋君) ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第39条第3項の規 定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。 これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号町道路線の認定について は原案のとおり認定することに決定しました。

# <u>日程第23. 議案第58号 工事請負契約の締結について(平成28年度~平成30年度吉</u> 富町配水池本体築造工事)

○議長(若山 征洋君) 続きまして、本日追加提案のありました日程第23、議案第58号工事 請負契約の締結について(平成28年度~平成30年度吉富町配水池本体築造工事)を議題とい たします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

**○書記(太田 恵介君)** 議案第58号工事請負契約の締結について(平成28年度~平成30年 度吉富町配水池本体築造工事)。

以上です。

- ○議長(若山 征洋君) 町長に提案理由の説明を求めます。町長。
- **○町長(今冨壽一郎君)** 本日、契約案件1件について追加提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について、御説明申し上げます。

議案第58号は、工事請負契約の締結についてであります。

平成28年度から平成30年度吉富町配水池本体築造工事について、平成28年8月31日に 入札会を行い、議案書にありますとおり、西武建設株式会社九州支店が落札し、契約相手予定者 に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより、 議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については、行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御 議決くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長(若山 征洋君) 提案理由の説明が終わりました。

担当課長の説明を求めます。上下水道課長。

**〇上下水道課長(赤尾 肇一君)** それでは、議案第58号工事請負契約の締結について、御説明をさせていただきます。

お手元の追加議案1ページでございます。

工事名、平成28年度~平成30年度吉富町配水池本体築造工事。

工事場所は、吉富町大字広津680番1外2筆です。現在の第2配水池を設置している場所で

ございます。

契約方法、指名競争入札方式で実施いたしました。

契約金額6億1,040万5,200円、うち取引に係る消費税及び地方消費税額4,521万5,200円です。

内訳は、資料ナンバーの1の2/4を、また配置や本体図は、同じく3/4、4/4を御参照ください。

平成28年度で、現在の第2配水池の横に新規に配置する分の基礎部の施工と、本体部の工場 製作が主体たる工事となります。

平成29年度で組立施工と機械電気設備等の設置を行い、1棟を完成させます。その年度途中で、この完成品の引き渡しを受け、供用開始の手続を終了後、現在の第2配水池の解体施工に入り、基礎部の施工を行います。

平成30年度で、組立施工及び機械・電気等の設備を行い、2棟目の完成をさせます。おおむね以上の工程で進捗を図っていく計画でございます。

契約の相手方は、福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目5番28号、西武建設株式会社九州支店、 支店長、越口春樹です。

次に、資料ナンバー1の1/4の入札結果調書を御参照ください。

15社指名いたしましたが、辞退により参加業者数は3社でございました。

それでは、この相手方との工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約 及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございま す。御審議の方、よろしくお願いいたします。

**〇議長(若山 征洋君)** 課長の説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して、御質疑はありませんか。山本議員。

**〇議員(2番 山本 定生君)** この入札に関して、ちょっとお聞きします。

今回、15社、入札の指名を行ったということなんですが、これを指名したときの根拠といいますか、どういった選考方法をとられたのか。何か選考、そういう会議を開かれたのか。それとも、ちょっとその辺についてお聞きいたします。

- 〇議長(若山 征洋君) 上下水道課長。
- **○上下水道課長(赤尾 肇一君)** 受注の意思があります業者、そういった方々は、入札参加指名 願を毎年提出させていただいております。その登録名簿の中から、指名要件の満たす業者を入札 指名したものでございまして、その指名をいたしまして、入札指名委員会に諮問をいたしまして、 答申をいただいた業者でございます。

以上でございます。

〇議長(若山 征洋君) ほかに。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第58号は、会議規則第39条第3項 の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。岸本議員。
- ○議員(8番 岸本加代子君) 落札額は、88%で低いとは言えません。しかし、どういう結果 になるかはわからなかったのであり、労働者の労働条件、確実な事業の遂行という点から、最低 制限価格の設定は必要でした。

また、指名業者15社のうち、12社が辞退するという結果になったということ。及び3社での競争は適切であったのか。やり直すということを考えるべきではなかったのか、疑問が残ります。執行部に検証を求めた上で賛成いたします。

**〇議長(若山 征洋君)** 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(若山 征洋君)** 賛成討論はありませんか。是石議員。
- ○議員(7番 是石 利彦君) 賛成討論いたします。

全協の席で担当課長から丁寧な説明がありました。その中で、家屋調査の確認をさせる。それから取りつけ道路については精査する等の回答がありました。ぜひとも速やかな対策をとって工事が無事に終わるように願います。

以上をもって賛成討論といたします。

○議長(若山 征洋君) 反対討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 賛成討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(若山 征洋君) 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長	(若山	征洋君)	御異議なしと認めます。	よって、	議案第5	8号工事請	負契約の締	結につ
いて	(平成 2	28年度~平	区成30年度吉富町配水池	也本体築道	造工事は原	案のとおり	可決されま	した。

**〇議長(若山 征洋君)** 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。長時間お疲れさまでした。

午後4時18分散会